

健康福祉局が所管する外郭団体の協約マネジメントサイクル に基づく評価結果等について

本市では、各外郭団体が一定期間における主要な経営目標を本市との「協約」として掲げ、経営の向上を促進する「協約マネジメントサイクル」の取組を進めています。

平成27年度から各団体において取組を進めている「協約」については、横浜市外郭団体等経営向上委員会を活用し、協約の進捗状況及び経営を取り巻く環境の変化への対応に関する評価を実施しています。これを毎年度行うことにより、マネジメントサイクルの効果の向上及び団体経営の健全化を図っていくこととしています。

令和3年度においても、これまでの取組実績を踏まえ、委員会による評価を実施しましたので、評価結果等について御報告します。

なお、協約期間が平成30年度から令和2年度までとなっていた横浜市リハビリテーション事業団及び横浜市総合保健医療財団については、委員会での議論を踏まえ、令和3年度からの「協約等」(案)を策定しました。また、横浜市社会福祉協議会については、昨年度の答申を受け、「変更協約等」(案)を作成しましたので、御報告いたします。

【参考】横浜市外郭団体等経営向上委員会等について

経営向上委員会概要

設置根拠	横浜市外郭団体等経営向上委員会条例（平成26年9月25日施行）
設置目的	外郭団体等のより適正な経営の確保を図るとともに、外郭団体等に関して適切な関与を行うため
委員 （任期2年） ※50音順	碓井 敦子（碓井公認会計士事務所 公認会計士）
	鴨志田 晃（横浜市立大学 大学院国際総合科学群経営学コース教授） 【委員長】
	田邊 恵一郎（プラットフォームサービス（株）相談役） ちよだプラットフォームスクエア（官民連携による中小企業者のビジネスコミュニティ施設）運営会社を経営
	戸田 龍介（神奈川大学 経済学部 教授）
設置	平成26年10月21日
所掌事務	1 外郭団体等のより適正な経営を確保するための仕組み及び外郭団体等に対する市の関与の在り方に関すること 2 外郭団体等の経営に関する方針等及びその実施状況の評価に関すること 3 外郭団体等の設立、解散、合併等に関すること 4 その他外郭団体等に関し市長が必要と認める事項

1 社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団

(1) 総合評価結果（令和2年度）

ア 平成30年度に定めた団体経営の方向性等

(ア) 団体経営の方向性

「引き続き経営の向上に取り組む団体」

(イ) 協約の期間

平成30～令和2年度

イ 協約目標の取組状況等

(ア) 公益的使命の達成に向けた取組

①障害児支援の充実

協約期間の 主要目標	<u>①地域支援の充実</u> （保育所等訪問・巡回支援人数 980人/年） <u>②初診待機期間の短縮</u> （初診待機期間 2.7か月）		
目標達成に向けて 取り組んだ 内容及び成果	①関係機関支援担当ソーシャルワーカーを配置するなど、体制を強化。 ②増加の一途を辿る申込み状況に対応するため、初診枠を柔軟に調整。		
実績	前年度 (令和元年度)	令和2年度	当該年度の進捗状況等
	①保育所等 訪問・巡回 支援人数 1,077人 ②初診待機 期間 4.5か 月	①保育所等 訪問・巡回 支援人数 562人 ②初診待機 期間 4.3 か月	<u>未達成</u> (①新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、保育所・幼稚園等への訪問支援数が大幅に減少したため。②地域療育センターへの申込み数がほぼ横ばいであったため。(R01年度：1,964人、R02年度：1,909人))
今後の課題 及び対応	<p>申込み数の増加、ニーズや障害像の変化・多様化の傾向は今後も続くと予測され、限られた職員体制や建物設備の限界もあることから、初診枠確保だけではなく、時代の変化に対応でき、利用者や関係機関の期待に応えることができる地域療育センターとして抜本的な解決策を検討する必要がある。</p> <p>保護者の不安解消等を目的として、本事業団が積極的に進めている相談から始まるサービス（申込み後速やかに開始されるソーシャルワーカー等による相談や広場事業）については、広場事業の拡充や事業団全地域療育センターでの心理相談の開始等サービス内容を充実させた。また、今後の地域療育センターのあり方について、横浜市や他法人と協議を続けている。</p>		

②高次脳機能障害者への支援強化

協約期間の 主要目標	高次脳機能障害者への支援件数の増加 (2,700件)		
目標達成に向けて 取り組んだ 内容及び成果	高次脳機能障害者に特化したプログラムの充実や、市内18区での 専門相談体制の強化等を行い、支援体制の更なる充実を図った。		
実績	前年度 (令和元年度)	令和2年度	当該年度の進捗状況等
	2,643件	2,677件	<u>未達成</u> (新型コロナウイルス感染症拡大防止 対策の影響で目標値に到達しなかった ため。)
今後の課題 及び対応	<p>感染拡大防止対策下では、回復期リハ病棟から退院時に、日常生活を支える体制を作ることが第一義的で、社会的役割の実現、就労の達成に至らない場合がある。それらの潜在しているニーズを早期に発見し、適切な支援につなげるため、地域の支援者の気づきを高める必要がある。また、対応に苦慮している家族等への支援の強化も必要である。</p> <p>高次脳機能障害者支援センターが主催、協力する支援者向けの研修会は、小規模開催など工夫して行うほか、WEBなど新しい方法を用いた開催を行う。また、家族支援について、セミナーの実施と個別具体的な相談支援を積極的に取り組む。</p>		

③障害者スポーツ団体のネットワーク構築

協約期間の 主要目標	障害者が身近な地域においてスポーツ活動に取り組める環境の整備 (障害者スポーツ団体のネットワークを市内12区に拡大)		
目標達成に向けて 取り組んだ 内容及び成果	横浜市スポーツ協会の地域連携担当、中途障害者地域活動センター、当事者スポーツサークル、区社会福祉協議会等との連携をさらに推進した。		
実績	前年度 (令和元年度)	令和2年度	当該年度の進捗状況等
	市内11区 において、 障害者スポ ーツ団体の ネットワー クを構築	市内12区 において、 障害者スポ ーツ団体の ネットワー クを構築	達成 (最終目標である市内12区での構築を 達成したため。)
今後の課題 及び対応	<p>各ネットワークが、それぞれの地域でより自主的な取り組みを進めるための支援が必要である。</p> <p>ネットワークの自立性を高めるため、関係機関との調整や、横浜市障がい者スポーツ指導者協議会の活用などの形で、後方支援していく。</p>		

(イ) 財務に関する取組

協約期間の 主要目標	事務費の削減 (対 29 年度比 10%削減)		
目標達成に向け 取り組んだ 内容及び成果	各事業における事務作業内容を振り返り、ペーパーレス化の推進等、消耗品費、備品費等の削減を図った。その結果、29 年度実績と比較して、10%強の減となり、コスト削減を達成した。		
実績	前年度 (令和元年度)	令和 2 年度	当該年度の進捗状況等
	91,097,000 円	86,689,000 円	
今後の課題 及び対応	<p>ペーパーレス化のさらなる推進のための既存システムの有効活用や職員への周知徹底等、さまざまな方策を検討する必要がある。</p> <p>導入済みのグループウェアの機能を活用し、事務費削減のために別途コストが発生しないような方策を持続的に検討し、取り組んでいく。</p>		

(ウ) 人事・組織に関する取組

協約期間の 主要目標	<p>①超勤実績時間の維持 (超勤：21,716 時間以内)</p> <p>② 年次有給休暇の取得率の向上 (年休取得率 70%)</p>		
目標達成に向け 取り組んだ 内容及び成果	<p>効率的な業務執行をさらに進めるとともに、管理職に対しては、内部会議等の場で超勤実績の共有と年休取得の促進を働きかけ、職員に対しては、研修や所属会議等でワークライフバランス推進に向けた取組を行った。</p> <p>超勤実績については、29 年度と比較して 9,675 時間の減となり、年休取得率についても、70%を超え、ワークライフバランスの取組を推進することができた。</p>		
実績	前年度 (令和元年度)	令和 2 年度	当該年度の進捗状況等
	超勤実績： 18,366 時間 年休取得 率：61%	超勤実績： 12,041 時間 年休取得 率：71%	
今後の課題 及び対応	<p>年休取得については、各部署で取得率にばらつきが生じている。年休取得率の向上についてさらなる周知徹底を行うとともに、各部署、各職種の状況に合わせた方策を検討・推進していく。</p>		

(2) 新たな【協約等（案）の概要】

<u>協約期間</u>		<u>令和3年度～令和5年度</u>	
協約期間設定の考え方		前協約の期間と同期間	
<u>協約期間の主要目標</u>	公益的使命の達成に向けた取組	<p>① <u>障害児支援の充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ等の多様化に対する多様なサービスの構築 ・事業団全地域療育センターで、利用面接に心理士面接を導入し、利用面接時の支援の幅を広げます <p>(令和3年度 週1回、令和4年度 週2回、令和5年度 週3回)</p> <p>② 高次脳機能障害者への支援強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>高次脳機能障害者等への支援件数の増加</u> <p>(3,000件/年)</p> <p>(令和3年度：2,785件、令和4年度：2,892件、令和5年度：3,000件)</p> <p>③ <u>障害者が身近な場所で障害者スポーツに取り組める環境の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内108か所の障害者福祉施設にスポーツ・レクリエーションの支援を実施 <p>【年度ごと目標値】</p> <p>(各区計18か所の中途障害者地域活動センターを起点として支援を実施)</p> <p>令和3年度：新たに18か所 令和4年度：新たに36か所 令和5年度：新たに36か所</p> <p>計：108か所で支援実施</p>	
		財務に関する取組	事務費の削減（対令和2年度比10%削減）
		人事・組織に関する取組	定期職員採用試験（社福・保育士）の応募者の増加（対令和2年度比1.5倍（47人））

(3) 経営向上委員会からの答申

ア 総合評価分類

事業進捗・環境変化等に留意

※ 委員会による評価は、以下の4つの評価分類から、団体ごとに決定しています。

※最終振り返り時の分類名

- ・ 引き続き取組を推進／団体経営は順調に推移※
- ・ 取組の強化や課題への対応が必要
- ・ 事業進捗・環境変化等に留意
- ・ 団体経営の方向性の見直しが必要

イ 団体経営の方向性（団体分類）

引き続き経営の向上に取り組む団体

※ 「団体経営の方向性」は、以下の4つの団体分類から、団体ごとに決定しています。

- ・ 統合・廃止の検討を行う団体
- ・ 事業の整理・重点化等に取り組む団体
- ・ 引き続き経営の向上に取り組む団体
- ・ 民間主体への移行に向けた取組を進める団体

ウ 委員会からの助言・意見

コロナ禍により、「公益的使命の達成に向けた取組」の「障害児支援の充実」「高次脳機能障害者への支援強化」の取組が「未達成」となっている。

現状を捉えて目標設定を見直したことは評価できる。今後は、今回設定した目標達成に向けて精力的に取り組むとともに、次期協約に向けては引き続き、事業の効果や成果を評価できるより適切な指標を検討してほしい。

(4) 答申を受けた所管局・団体の振り返り

創立から30年以上経過した本事業団は、設立当初からの職員が定年を迎える世代交代の時期に来ており、次世代を担う職員の育成と優秀な人材確保が重要課題となるため、引き続き、各種研修の充実や柔軟な採用プロセスの構築等を進める必要がある。また、増加・多様化し続ける利用者ニーズに柔軟に対応するためにも、地域関係機関とのさらなる連携強化と、事業の拡充や見直しを進める必要がある。

特に、地域療育センターについては、従来の体制では、十分に対応することが困難な状況となっているため、地域における障害児支援機関の中で担うべき役割や方向性を明確にしたうえで、機能の見直しを進める必要があり、横浜市や本事業団と同様に地域療育センターを運営している他法人との協議を継続している。

2 公益財団法人 横浜市総合保健医療財団

(1) 総合評価結果（令和2年度）

ア 平成30年度に定めた団体経営の方向性等

(ア) 団体経営の方向性

「引き続き経営の向上に取り組む団体」

(イ) 協約の期間

平成30年度～令和2年度

イ 協約目標の取組状況等（抜粋）

(ア) 公益的使命の達成に向けた取組

① 認知症者支援

協約期間の 主要目標	認知症鑑別診断の実施件数（年間1,100件以上の鑑別診断を実施）		
目標達成に向けて 取り組んだ 内容及び成果	緊急事態宣言の影響で発生した、キャンセルや申込み控え、予約日の延期希望等について、より早期の診断を求めてキャンセル待ちをしている方への迅速な調整により、1割減に留めた。		
実績	前年度 (令和元年度)	令和2年度	当該年度の進捗状況等
	1,155件	986件	未達成（30年度、令和元年度と順調に推移してきたが、2年度は緊急事態宣言期間中のキャンセル及び申込み控え等により、未達成となってしまった）
今後の課題 及び対応	安定的な診療体制の維持のため、精神科医師等を継続的に確保することに加え、安心安全に受診できるよう、有効な感染防止策の徹底に努めていく。		

② 高齢者支援施設のあり方検討

協約期間の 主要目標	令和5年度末に予定されている介護療養病床の廃止を見据え、横浜市総合保健医療センターの介護療養病床（12床）について、今後求められる医療・介護ニーズへ対応するための検討を進めます。（現在の介護療養病床の転換等に向けた具体的な方針を決定）		
目標達成に向けて 取り組んだ 内容及び成果	介護療養病床の介護医療院への転換について、利用者等への説明を開始し、円滑な転換に向けた準備が進んだ。		
実績	前年度 (令和元年度)	令和2年度	当該年度の進捗状況等
	当センター の方針案を 市に説明し 了解を得 た。	転換準備	達成（円滑な転換に向けた準備が進んだ）
今後の課題 及び対応	介護医療院への転換に係る施設改修内容の確定、引き続き利用者への丁寧な説明を実施		

③ 精神障害者支援

協約期間の 主要目標	①生活訓練施設における退所者に占める単身生活及びグループホームに移行した利用者の割合（70%以上） ②障害福祉サービスの利用に係る計画相談の件数（29年度比30%以上の増）		
目標達成に向けて 取り組んだ 内容及び成果	・他部署や関係機関との連携を密にし、スムーズに地域移行ができるようにするとともに、計画相談を実施している3か所（港北、神奈川、磯子）の生活支援センターと総合相談室の担当者と定期的に連絡会を開催し、取組状況等を確認した。 ・取組みにより長期入院している精神障害者の地域移行が進み、計画相談を必要としている精神障害者にサービスを提供することができた。		
実績	前年度 (令和元年度)	令和2年度	当該年度の進捗状況等
	①90.9% ②834件	①76.4% ②821件	達成（①については70%以上を達成、②については29年度比で40.6%増を達成）
今後の課題 及び対応	①新型コロナウイルスの流行による稼働への影響が懸念されるため、引き続き、感染対策を徹底する。 ②現在の実績を維持。そのためには、計画相談を担う人材の育成と、他の所管業務とのバランスを考慮することが課題。		

(イ) 財務に関する取組

協約期間の 主要目標	一般正味財産期末残高（前年度決算の期末残高を維持）		
目標達成に向けて 取り組んだ 内容及び成果	新型コロナ関連の補助金を活用するなど収入の確保に努めるとともに、光熱水費等の削減に努めたため、前年度に比べ、一般正味財産期末残高が増加した。		
実績	前年度 (令和元年度)	令和2年度	当該年度の進捗状況等
	元年度決算における 一般正味財産 期末残高 559,439,673 円	2年度決算における 一般正味財産 期末残高 630,682,798 円	達成（前年度の一般正味財産期末残高を維持）
今後の課題 及び対応	職員の高齢化に伴う人件費の増や施設・設備の老朽化による修繕費の増に加え、新型コロナの影響による収入減も見込まれる一方で、公益法人として収支相償への対応も求められている。 今後とも、収入確保と支出削減を図っていくとともに、収支相償の維持にあたり、剰余金が生じる場合には、特定費用準備資金への積み立て等により対応をしていく。		

(ウ) 人事・組織に関する取組

協約期間の 主要目標	①人材育成プランの実施及び改定（実施・改定） ② 目標によるマネジメントの実施（全職員を対象に実施）		
目標達成に向け て取り組んだ 内容及び成果	人材育成委員会で人材育成プランを改定した。評定者研修を実施するとともに、全職員を対象にMBOを実施したことにより、事務の効率的な執行、職場のコミュニケーションの円滑化、職員の人材育成につながった。		
実績	前年度 (令和元年度)	令和2年度	当該年度の進捗状況等
	①人材育成委員会による検討を行った。 ②主任・副主任28人を対象に試行するとともに、評価者研修を実施した。	①人材育成プランを改定した。 ②全職員を対象としたMBOを実施した	達成（①人材育成プランの改定実施、②全職員を対象とした目標によるマネジメントの実施）
今後の課題 及び対応	嘱託・パート職員の人材育成プランの策定及び人材育成プランに基づく取組の実施に向け、今後も、人材育成委員会による検討やプランの実施状況の確認を続ける。		

(2) 新たな【協約等（案）の概要】

協約期間	令和3年度～令和5年度
協約期間設定の考え方	前協約の期間と同期間
協約期間の主要目標	<p>公益的使命の達成に向けた取組</p> <p><u>①認知症者支援</u></p> <p>①認知症の鑑別診断件数 【目標数値】 年間1,100件以上</p> <p>②若年性認知症者への支援の拡充 【目標水準】 令和3年度 ・若年性認知症外来の制度設計及び試行 令和4年度 ・若年性認知症外来の本格実施 令和5年度 ・若年性認知症外来でのニーズ把握を踏まえた支援の開拓と拡充</p>
公益的使命の達成に向けた取組	<p><u>②高齢者支援</u></p> <p><u>精神科病院から介護老人保健施設へ受け入れる利用者数</u> 【目標数値】（※年間の実人数） 令和3年度 4人 令和4年度 5人 令和5年度 6人</p>
公益的使命の達成に向けた取組	<p><u>③精神障害者支援</u></p> <p><u>障害福祉サービス又は精神科デイケアにおいて医療観察法等の対象者を毎年1人以上（実人数）受け入れる</u></p>
財務に関する取組	<p>一般正味財産期末残高（特定費用準備資金への充当額及び特定資産評価損益等を除く）について前年度決算額を維持</p>
人事・組織に関する取組	<p>改定した人材育成プランに基づく組織的な人材育成の推進及び嘱託・パート職員を対象とした人材育成プランの策定・実施</p> <p>【目標水準】 令和3年度 ・嘱託・パート職員の人材育成プランの策定 令和4年度 ・同プランに基づく取組開始、Self Development（自己開発）の支援内容・方法の検討 令和5年度 ・Self Development 支援の実施</p>

(3) 経営向上委員会からの答申

ア 総合評価分類

事業進捗・環境変化等に留意

※ 委員会による評価は、以下の4つの評価分類から、団体ごとに決定しています。

※最終振り返り時の分類名

- ・ 引き続き取組を推進／団体経営は順調に推移※
- ・ 取組の強化や課題への対応が必要
- ・ 事業進捗・環境変化等に留意
- ・ 団体経営の方向性の見直しが必要

イ 団体経営の方向性（団体分類）

引き続き経営の向上に取り組む団体

※ 「団体経営の方向性」は、以下の4つの団体分類から、団体ごとに決定しています。

- ・ 統合・廃止の検討を行う団体
- ・ 事業の整理・重点化等に取り組む団体
- ・ 民間主体への移行に向けた取組を進める団体
- ・ 引き続き経営の向上に取り組む団体

ウ 委員会からの助言・意見

コロナ禍により、「公益的使命の達成に向けた取組」の「認知症者支援」の目標が「未達成」となっている。

新協約では若年性認知症者への支援の拡充や医療観察法対象者支援など新たな目標を掲げており、引き続き取組を推進してもらいたい。

(4) 答申を受けた所管局・団体の振り返り

コロナ禍で厳しい経営環境の中、各協約目標については、ほぼ達成することができました。認知症鑑別診断のみ、緊急事態宣言等による利用控えの影響から、わずかに目標に達しませんでした。キャンセル待ちの利用者への迅速な調整等により、目標に近い実績を挙げる事ができています。

今後とも所管課と団体で調整しながら着実に取り組んでいきます。

3 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

(1) 総合評価結果（令和2年度）

ア 令和元年度に定めた団体経営の方向性等

(ア) 団体経営の方向性

「引き続き公益的使命の達成に取り組む団体」

(イ) 協約の期間

令和元年度～令和5年度

イ 協約目標の取組状況等（抜粋）

(ア) 公益的使命の達成に向けた取組

a 身近な地域の見守り・支え合い活動の推進

<p>協約期間の 主要目標</p>	<p>① 地区社協の取組強化 (1) 区社協による地区社協への相談・支援の実施 (随時及び年1回全地区社協に対する個別相談) <u>(2) 市社協による地区社協検討会・全体会の実施</u> (検討会年3回、全体会年1回) ② <u>対象や世代を限定しない地域の居場所</u> 4,000か所 (単年度目標：元年度3,440か所、2年度3,580か所、3年度3,720か所、4年度3,860か所、5年度4,000か所)</p>		
<p>目標達成に向けて取り組んだ内容及び成果</p>	<p>①区社協職員がそれぞれの地区を担当し、日常的に地区社協への相談支援を実施するとともに地区社協状況書によるヒアリングで課題の共有と解決に向けた支援を実施した。 地区社協検討会を2回開催したほか、全体会がコロナ禍により開催できなかった為、ガイドラインを作成するとともに各区の活動事例を集約しデータ集と併せて発行することで、全地区社協に取組みの方向性の周知と意識啓発を行った。 ②ボランティア向け及び地域支援者向けにガイドラインを作成した。 作成したガイドラインを18区社協・ケアプラザに共有し地域活動再開や継続支援に活用した。</p>		
<p>実績</p>	<p>前年度 (令和元年度)</p>	<p>令和2年度</p>	<p>当該年度の進捗状況等</p>
	<p>①(1)相談・支援(随時) (2)地区社協検討会 3回実施 ②3,013か所</p>	<p>①(1)相談・支援(随時) (2)地区社協 検討会 2回実施 (内1回動画) 全体会1回 (事例集に代替) ②3,206か所</p>	<p><u>やや遅れ</u> (コロナ禍により一部の研修が未実施であり、また地域の居場所の運営が休止・中止となったため)</p>
<p>今後の課題及び対応</p>	<p>各区社協での地区社協ヒアリング及び地区社協分科会を通じて、コロナ禍での地域状況の把握について話し合いを行い、地区社協の活動の充実を図る。 コロナ禍における新たな見守り活動等取組み事例の集約や状況把握を行い、ガイドラインを活用しながら担当者会議などを通じて18区と必要性の共有と対応策の検討を行う。</p>		

b 連携主体の拡充や多様な住民参加の仕組みづくり

協約期間の 主要目標	社会福祉法人現況報告書に地域における公益的な取組を掲載している法人数 200 法人 (単年度目標：元年度145法人、2年度170法人、3年度185法人、4年度195法人、5年度200法人)		
目標達成に向けて 取り組んだ 内容及び成果	社協各部会・分科会で公益的取組に関する周知と記載を依頼した。また、施設を対象とした取組状況のヒヤリング等を進めるなど、働きかけを行ったものの、施設や事業所を会場とした地域との連携事業が中止や延期となっており、結果として目標を達成するに至らなかった。		
実績	前年度 (令和元年度)	令和2年度	当該年度の進捗状況等
	113 法人	125 法人	やや遅れ (コロナ禍により施設や事業所を会場とした取組等が中止や延期となったため)
今後の課題 及び対応	コロナ禍においても地域と施設が連携し進められる取組を検討・実施し、取組の拡大を図る。		

c 権利擁護の推進

協約期間の 主要目標	①権利擁護事業契約者 1,310 人 (単年度目標：元年度1,150人、2年度1,200人、3年度1,250人、4年度1,280人、5年度1,310人) ②市民後見受任 実績 102 件		
目標達成に向け 取り組んだ 内容及び成果	①コロナ禍でも契約審査を継続するため、書面審査を積極的に活用するとともに、8月からはオンライン審査を全区で導入した。 ②通常の受任者活動支援に加えて、区役所や専門職団体への候補者調整検討について、継続して働きかけた。その結果、区役所から安定して候補者打診があり、さらに専門職団体からの新たな移行実績も増え、計13件受任につながった。		
実績	前年度 (令和元年度)	令和2年度	当該年度の進捗状況等
	①1,147人 ②67件	①1,149人 ②80件	順調 (事業利用の待機者が減少するなど、制度の役割を果たしているため)
今後の課題 及び対応	①成年後見制度利用促進の取組として、中核機関と連携しながら、成年後見制度への移行が必要な契約者を円滑に移行するとともに、待機者を新規契約に結び付け契約者を増やす。 ②第5期市民後見人養成課程の実施による人材確保と、現在の登録者から複数受任調整を進める。		

(イ) 財務に関する取組

協約期間の 主要目標	長期運営資金借入金の縮減 54億7,000万円 (単年度目標：元年度 76億7,000万円、2年度 71億2,000万円、 3年度 65億7,000万円、4年度 60億2,000万円 5年度 54億7,000万円)		
目標達成に 向けて 取り組んだ 内容及び 成果	社会福祉事業振興資金貸付金の回収が確実に進むよう、貸付団体への 周知等を行った。		
実績	前年度 (令和元年度)	令和2年度	当該年度の進捗状況等
	76億7,000万円	71億2,000万円	順調
今後の課題 及び対応	引き続き回収が進むことで借入金返済が支障なく行えることから、 確実な回収に向け、常に法人との関係を深め、働きかけを進める。		

(ウ) 人事・組織に関する取組

協約期間の 主要目標	現行業務の再編・整理等に係る検討、結果を踏まえた見直し		
目標達成に向け 取り組んだ 内容及び成果	現行業務の見直しを実施した。 人材の確保・定着に向け、ICTの活用や多様な働き方の推進に 取り組んでいることを採用パンフレットに記載し、業務説明会等 で周知した。		
実績	前年度 (令和元年度)	令和2年度	当該年度の進捗状況等
	実施	実施	順調
今後の課題 及び対応	業務の再編にあたっては、経営状態や社会情勢を踏まえた定期的 な検証及び見直しを行う必要がある。 このため、事務局内での定期的な検証と役員会等での協議を踏ま えた方針を検討する。		

(2) 【変更協約等（案）の概要】

協約期間	令和元年度～令和5年度
協約期間設定の考え方	
<u>協約期間の主要目標</u>	<p>公益的使命</p> <p>②連携主体の拡充や多様な住民参加の仕組みづくり</p> <p>(①及び②省略)</p> <p><u>③寄付・遺贈に関する総合相談窓口の設置及び寄付文化の醸成の推進（市社協）</u></p> <p>【変更前】 (単年度目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄付・遺贈の相談窓口設置(R元～) ・ 市民向けセミナーの開催(R元) ・ 寄付者への寄付後のフォロー強化(R元～) ・ 市民向け新たな広報媒体の検討・実施(R2～) ・ 寄付活用方法の企画検討(R3～) <p>【変更後】 (単年度目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄付・遺贈の相談窓口設置(R元～) ・ 市民向けセミナーの開催(R元) ・ 寄付者への寄付後のフォロー強化(R元～) ・ 市民向け新たな広報媒体の検討・実施(R2～) ・ 寄付活用方法の企画検討(R3～) <p><u>(ア)相談件数 110 件</u> (単年度目標: 3年度:91、4年度:100)</p> <p><u>(イ)寄付件数 157 件</u> (単年度目標: 3年度:130、4年度:143)</p> <p>【変更理由】 昨年度の答申を踏まえ、<u>団体で進めている取組の成果が適正に評価できるよう、相談件数及び寄付件数を新たに主要目標として設定します。</u></p>
公益的使命の達成に向けた取組	

(3) 経営向上委員会からの答申

ア 総合評価分類

<u>事業進捗・環境変化等に留意</u>

※ 委員会による評価は、以下の4つの評価分類から、団体ごとに決定しています。

※最終振り返り時の分類名

- ・ 引き続き取組を推進／団体経営は順調に推移※
- ・ 取組の強化や課題への対応が必要
- ・ 事業進捗・環境変化等に留意
- ・ 団体経営の方向性の見直しが必要

イ 委員会からの助言・意見

コロナ禍により、「公益的使命の達成に向けた取組」の「身近な地域の見守り・支え合い活動の推進」、「連携主体の拡充や多様な住民参加の仕組みづくり」が「やや遅れ」となっている。

今回、協約を変更して寄附・遺贈について具体的な取組が目標として設定されたことは評価できる。今後は、次期協約策定に向けて団体の公益的使命の達成に資する目標設定を早期に検討していくとともに、事業の効果を把握しながら、現在の協約目標の達成に向けて引き続き取組を進めてほしい。

(4) 答申を受けた所管局・団体の振り返り

「地区社協の取組強化」においては、ヒアリングにより多くの地区社協がコロナ禍での活動に不安を感じていることが明らかになりました。そのため、動画配信も活用した検討会や全体会での活動事例の共有や、活動者向けのガイドラインを作成し周知した結果、地区社協が新たな方法による地域活動を検討し、取組を進める機会となりました。

また、「対象や世代を限定しない地域の居場所」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により目標の指標には達していませんが、引き続き既存活動の継続支援を行うとともに、地域で創意工夫しながら取り組んでいる活動について支援していきます。

「社会福祉法人現況報告書に地域における公益的な取組を掲載している法人数」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、施設や事業所を会場とした取組が難しい状況にあります。地域と施設が連携し進められる取組を検討・実施し、取組の拡大を図ります。

コロナ禍においても、生活課題を抱える方を深刻な状況になる前に発見し、課題解決につなげるため、身近な地域の見守り・支え合い活動は必要です。新たな生活様式との整合を図りながら、企業や社会福祉法人・施設、関係機関など、多様な組織とも連携し、取組を一層進めていきます。

4 公益財団法人 横浜市寿町健康福祉交流協会

(1) 総合評価結果（令和2年度）

ア 令和元年度に定めた団体経営の方向性等

(ア) 団体経営の方向性

「引き続き経営の向上に取り組む団体」

(イ) 協約の期間

令和元年度～令和5年度

イ 協約目標の取組状況等（抜粋）

(ウ) 公益的使命の達成に向けた取組

①健康づくり・介護予防の促進

協約期間の 主要目標	①健康・介護予防普及啓発活動の充実 令和5年度目標：講座等への参加者のべ800人/年 （各年度目標 元 540人 2年度 650人 3年度 700人 4年度 750人 5年度 800人） ②健康コーディネート室の支援対象者数の拡大 令和5年度目標：支援対象者実数 450人/年 （各年度目標 元 210人 2年度 300人 3年度 350人 4年度 400人 5年度 450人）		
目標達成に向けて 取り組んだ 内容及び成果	・取り組んだ内容 ①協会内の事業間連携により、地区内事業所への出張講座を増やしました。また、感染予防のため、体操等の講座は広場で、参加者数を増やせない講座は、回数の増で対応しました。 ②来室者や行政はじめ関係機関からの依頼により把握した支援対象者の健康課題に合わせた保健指導・栄養指導を実施し、対象者の個性に合わせて、各種事業への参加勧奨を行いました。 ・成果 来室者の毎日の健康チェックや、講座開催や訪問活動などでの個別支援を行う中で、自分の身体に起っていることの意味や日常の健康管理の要点を知っていただき、「不安なことがあればまずは健康コーディネート室に相談しよう。」という利用者の流れができてきています。		
実績	前年度 (令和元年度)	令和2年度	当該年度の進捗状況等
	①605人	418人	やや遅れ（①普及啓発活動についてコロナ感染症影響下であり講演会の中止や講座定員を減らしたことによる減。 ②様々な関係機関との連携や来室者への積極的な声掛けにより大幅増。）
	②291人	466人	
今後の課題 及び対応	・帳場・行政・関係機関との情報交換、区介護事業者と連携により、疾病、引きこもり等でアプローチが困難な対象者への支援を行っていきます。 ・3密を避けた開催方法の検討（広場の活用・開催人数見直し等）を行い、コロナウイルス感染防止に配慮して事業を実施します。		

②地区内外の交流の促進

協約期間の 主要目標	<p>①諸室の利用者人数 令和5年度目標：延べ127,000人/年 (各年度目標 元 96千人 2年度 118千人 3年度 120千人 4年度123千人 5年度127千人)</p> <p>②寿地区住民を主な参加対象とした社会参加・生きがづくり 令和5年度目標：延べ1,000人/年 (各年度目標 元 710人 2年度 850人 3年度 900人 4年度 950人 5年度 1,000人)</p>		
目標達成に向けて取り組んだ内容及び成果	<p>・取り組んだ内容 生きがづくり事業では、運動・アート・文化・健康など様々なジャンルの講座を企画し、より多くの利用者が関心をもって参加できるようにしました。図書室では貸出図書の入れ替えを行い、新書の貸出を充実しました。</p> <p>・成果 感染拡大防止対策のため、休館や閉館時間の繰り上げ、事業の休止などもありましたが、一定制限の下、センター諸室を有効に利用したり、屋外を使った事業の充実を図り、生活の質の向上・社会参加・生きがづくりにつなげることができました。</p>		
実績	前年度 (令和元年度)	令和2年度	当該年度の進捗状況等
	①143,118人	59,315人	やや遅れ (①新型コロナウイルス感染対策による閉館(4/9~5/26)、利用団体の事業の縮小など諸室の貸し出しが減少。②ウォーキングサッカーなど屋外での行事の拡充による参加者の一定数確保)
	②2,411人	2,263人	
今後の課題及び対応	<p>・広報紙配布などを通じて、簡易宿泊所居住者へ利用促進のPRをするなど、幅広い住民のセンターの利用と事業への参加促進のための工夫を行う。</p> <p>・周辺自治会などへの利用促進の働きかけを行い、団体登録の促進による地域外へのPRと利用を進める。</p> <p>・利用者の検温・消毒の徹底及びマスク着用など感染防止対策の励行を行うなど、新型コロナウイルス感染防止に配慮した運営対策を講じる。</p>		

(エ) 財務に関する取組

協約期間の 主要目標	<p>事業実施による収入の増加 令和5年度目標：事業の収入 155,000千円 (内訳 診療所 142,600千円 浴場 11,900千円 貸付事業 500千円) (各年度目標 元年度 150,000千円 2年度 151,000千円 3年度 152,000千円 4年度 153,000千円 5年度 155,000千円)</p>		
目標達成に向けて 取り組んだ 内容及び成果	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組んだ内容 診療所では、患者の立場に立った診療体制の維持・向上、スタッフの研修を行いました。 浴場では、はまともカード優待参加・高齢者優待入浴の実施による利用促進を行いました。 ・成果 診療所では患者数が安定的に推移しております。令和2年度の浴場の利用者は、昨年比1日平均約17人の増となりました。 		
実績	前年度 (令和元年度)	令和2年度	当該年度の進捗状況等
	157,545千円	162,315千円	順調(診療所の安定的な運営と、浴場PRに努めたことで、想定した収益の確保することができた。)
今後の課題 及び対応	<p>募集の案内、医師会等へのアプローチを行い、医療体制の維持充実(医師・看護師等スタッフの確保)を図る。</p>		

(オ) 人事・組織に関する取組

協約期間の 主要目標	①人事組織体制の見直し 令和5年度目標：実施 ②業務の改善・効率化提案表彰制度の導入 令和5年度目標：(提案実施件数(表彰数)) 5件/年 ③内部研修年間開催回数 令和5年度目標：47回実施/年		
目標達成に向け 取り組んだ 内容及び成果	・取り組んだ内容 人事考課制度の導入、職員の企画による全体研修の実施、人材育成プロジェクトでの人材育成計画の議論を実施しました。 ・成果 職員の意欲、チャレンジ、帰属意識の高揚に繋がりました。		
実績	前年度 (令和元年度)	令和2年度	当該年度の進捗状況等
	①給与制度 見直し	人事考課制 度の導入	
	②制度検討	制度検討	
	③21回	13回	
今後の課題 及び対応	・人事考課制度の見直し、業務提案を実施につなげていく組織体制づくりを進め、引き続き職員の意欲、帰属意識の高揚に取り組む必要がある。 ・募集の案内、医師会等へのアプローチによる、医師・看護師等スタッフの確保を行う。(再掲)		

(2) 経営向上委員会からの答申

ア 総合評価分類

<p><u>事業進捗・環境変化等に留意</u></p>

※ 委員会による評価は、以下の4つの評価分類から、団体ごとに決定しています。

※最終振り返り時の分類名

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ・ 引き続き取組を推進/団体経営は順調に推移* | ・ 取組の強化や課題への対応が必要 |
| ・ 事業進捗・環境変化等に留意 | ・ 団体経営の方向性を見直しが必要 |

イ 委員会からの助言・意見

コロナ禍により、「公益的使命の達成に向けた取組」の「健康・介護予防普及啓発活動の充実」「諸室の利用者人数」の項目が「やや遅れ」となっている。

住民の高齢化など団体を取り巻く環境が変化する中、健康づくり・介護予防等の事業の推進によって地域福祉の向上を目指してもらいたい。また、施設運営にあたっては、コスト意識を持ちながら取り組むことを期待する。

(3) 答申を受けた所管局・団体の振り返り

健康・介護予防普及啓発活動については、コロナ感染症影響下であり講演会の中止や講座定員を減らしたことにより参加者の減となった。高齢化率が高く、心身の健康に不安のある方が多い寿地区の実情を踏まえ、健康づくり・介護予防は、重点課題であり、コロナ禍でも可能な普及啓発活動ができる限り実施し、地域福祉の向上を目指していく。併せて対象者に直接手が届くように、出張講座、出張相談をさらに積極的に進めていく（現在は順調に実施中）。

諸室の利用については、感染対策による閉館（4/9～5/26）や、利用団体の事業の縮小などにより、諸室の貸し出しが減少となった。また、土・日・祝日、夜間の利用が少ないのが現状課題でもあり、交流の視点からも、地区内はもとより地区外の利用も進めるため、団体登録の促進など、働きかけを進めていく。

施設運営では、使いやすい施設をモットーにコスト意識を持ちながら職員一人ひとりに自覚を促し、利用者へのサービス意識の向上に努めていく。

5 添付資料

- (1) 令和3年度 総合評価シート（令和2年度実績）（健康福祉局所管団体部分（答申抜粋））
- (2) 協約等（案）

総合評価シート（令和2年度実績）

団体名	社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団
所管課	健康福祉局 障害自立支援課
協約期間	平成30年度～令和2年度
団体経営の方向性	引き続き経営の向上に取り組む団体
協約に関する意見	社会環境の変化に応じて、効率的・効果的に事業を実施する必要がある。特に、障害者のスポーツ活動については、将来像をより具体的にした目標の実現により、団体の使命を達成する必要がある。また、目標については、最終的な到達点を踏まえた上で、その達成がどのような効果につながるのかが分かるような、より適切な指標を検討していく必要がある。

1 協約の取組状況等

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 障害児支援の充実

ア 公益的使命①	<p>障害のある又はその疑いのある児童に、リハセンターの発達障害対策部門を含む地域療育センター（以下、「地域療育センター」という。）において、早期発見から療育までの専門的かつ総合的な支援を実施。</p> <p>利用申込が増加しているため、医療が必要な児童をより短期間で診察できる取組、診察前後の間の保護者の不安解消のための取組を推進。また、専門機関として幼稚園・保育所等への訪問による技術支援などの地域支援を実施。</p> <p>将来的に、増え続ける障害児支援の充実のためには、幼稚園・保育所等の地域の関係機関でも障害がある児童を支援することができるようになることが望ましいため、これらの関係機関への支援を充実させる。</p>			
イ 公益的使命①の達成に向けた協約期間の主要目標	<p>①地域支援の充実（保育所等訪問・巡回支援人数 980人/年）</p> <p>②初診待機期間の短縮（初診待機期間 2.7か月）</p>			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	<p>①関係機関支援担当ソーシャルワーカーを配置するなど、体制を強化。</p> <p>②増加の一途を辿る申込み状況に対応するため、初診枠を柔軟に調整。</p>	エ 取組による成果	<p>①一昨年度までは2年連続で支援実績は増加していたが、昨年度はコロナ禍の中、大幅に支援数が減少した。対面での支援に制限がある中、オンライン等を積極的に活用するなど、関係機関との連携の維持に努めた。</p> <p>②このような状況下でも申込みは殆ど減少せず、初診待機期間の目標数値には至らなかったが、6月以降は従来の診療体制に戻したため、前年度末の初診待機期間は短縮することができた。</p>	
オ 実績	29年度	30年度	令和元年度	最終年度（令和2年度）
数値等	<p>①保育所等訪問・巡回支援人数 848人</p> <p>②初診待機期間 3.8か月</p>	<p>①保育所等訪問・巡回支援人数 1,022人</p> <p>②初診待機期間 4.4か月</p>	<p>①保育所等訪問・巡回支援人数 1,077人</p> <p>②初診待機期間 4.5か月</p>	<p>①保育所等訪問・巡回支援人数 562人</p> <p>②初診待機期間 4.3か月</p>
当該年度の進捗状況	未達成（新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、保育所・幼稚園等への訪問支援数が大幅に減少したため。また、このような状況下でも、地域療育センターへの申込み数は殆ど減少してなかったため。（R01年度：1964人、R02年度：1909人）			
カ 今後の課題	<p>申込み数の増加、ニーズや障害像の変化・多様化の傾向は今後も続くこと予測され、限られた職員体制や建物設備の限界もあることから、初診枠確保だけではなく、時代の変化に対応でき、利用者や関係機関の期待に応えることができる療育センターとして抜本的な解決策を検討する必要がある。</p>		キ 課題への対応	<p>保護者の不安解消等を目的として、本事業団が積極的に進めている相談から始まるサービス（申込み後速やかに開始されるSW等による相談や広場事業）については、広場事業の拡充や事業団全センターでの心理相談の開始等サービス内容を充実させた。また、今後の療育センターのあり方について、横浜市や他法人と協議を続けている。</p>

② 高次脳機能障害者への支援強化

ア 公益的使命②	高次脳機能障害者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、医療部門及び福祉部門が連携した支援機能の強化			
イ 公益的使命②の達成に向けた協約期間の主要目標	高次脳機能障害者への支援件数の増加 (2,700件)			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	高次脳機能障害者に特化したプログラムの充実や、市内18区での専門相談体制の強化等。	エ 取組による成果	平成29年度から令和元年度までは、実績数は増加をし、高次脳機能障害者への支援体制は、より充実した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、支援件数の増加は鈍化した。	
オ 実績	29年度	30年度	令和元年度	最終年度(令和2年度)
数値等	2,130件	2,358件	2,643件	2,677件
当該年度の進捗状況	未達成(新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響で目標値に到達しなかったため。)			
カ 今後の課題	感染拡大防止対策下では、回復期リハビリ病棟から退院時に、日常生活を支える体制を作ることが第一義的で、社会的役割の実現、就労の達成に至らない場合がある。それらの潜在しているニーズを早期に発見し、適切な支援につなげるため、地域の支援者の気づきを高める必要がある。また、対応に苦慮している家族等への対応の強化も必要である。	キ 課題への対応	高次脳機能障害者支援センターが主催、協力する支援者向けの研修会は、小規模開催など工夫して行うほか、WEBなど新しい方法を用いた開催を行う。また、家族支援について、セミナーの実施と個別具体的な相談支援を積極的に取り組む。	

③ 障害者スポーツ団体のネットワーク構築

ア 公益的使命③	障害者が身近な地域でスポーツや文化活動に取り組める社会の実現に向けた、障害者スポーツ・文化活動の普及及び障害者の社会参加の促進			
イ 公益的使命③の達成に向けた協約期間の主要目標	障害者が身近な地域においてスポーツ活動に取り組める環境の整備(障害者スポーツ団体のネットワークを市内12区に拡大)			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	横浜市スポーツ協会の地域連携担当、中途障害者地域活動センター、当事者スポーツサークル、区社会福祉協議会等との連携をさらに推進。	エ 取組による成果	これまでの11区に加え、緑区でのネットワーク構築が達成されたことで、12区となった。	
オ 実績	29年度	30年度	令和元年度	最終年度(令和2年度)
数値等	市内9区において、障害者スポーツ団体のネットワークを構築	市内10区において、障害者スポーツ団体のネットワークを構築	市内11区において、障害者スポーツ団体のネットワークを構築	市内12区において、障害者スポーツ団体のネットワークを構築
当該年度の進捗状況	達成(最終目標である市内12区での構築を達成したため。)			
カ 今後の課題	各ネットワークが、それぞれの地域でより自主的な取り組みを進めるための支援が必要である。	キ 課題への対応	ネットワークの自立性を高めるため、関係機関との調整や、横浜市障がい者スポーツ指導者協議会の活用などの形で、後方支援していく。	

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	安定的かつ自立的な団体運営のため、経費の削減に取り組むことが必要。			
イ 協約期間の主要目標	事務費の削減 (対 29 年度比 10%削減)			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	各事業における事務作業内容を振り返り、ペーパーレス化の推進等、消耗品費、備品費等の削減を図った。	エ 取組による成果	29 年度実績と比較して、10%強の減となり、コスト削減を達成した。	
オ 実績	29 年度	30 年度	令和元年度	最終年度 (令和 2 年度)
数値等	96,354,000 円 (機器リース料、施設管理費等を除く)	93,296,000 円 (機器リース料、施設管理費等を除く)	91,097,000 円 (機器リース料、施設管理費等を除く)	86,689,000 円 (機器リース料、施設管理費等を除く)
当該年度の進捗状況	達成 (最終目標である対 29 年度比 10%削減を達成したため。)			
カ 今後の課題	ペーパーレス化のさらなる推進のための既存システムの有効活用や職員への周知徹底等、さまざまな方策を検討する必要がある。	キ 課題への対応	導入済みのグループウェアの機能を活用し、事務費削減のために別途コストが発生しないような方策を持続的に検討し、取り組んでいく。	

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	仕事と生活の調和が実現した職場環境の確立のため、ワークライフバランス推進に向けた取組を進める必要がある。			
イ 協約期間の主要目標	超勤実績時間の維持及び年次有給休暇の取得率の向上 (超勤：21,716 時間以内 年休取得率 70%)			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	効率的な業務執行をさらに進めるとともに、管理職に対しては、内部会議等の場で超勤実績の共有と年休取得の促進を働きかけ、職員に対しては、研修や所属会議等でワークライフバランス推進に向けた取組を行った。	エ 取組による成果	超勤実績については、29 年度と比較して 9,675 時間の減となり、年休取得率についても、70%を超え、ワークライフバランスの取組を推進することができた。	
オ 実績	29 年度	30 年度	令和元年度	最終年度 (令和 2 年度)
数値等	超勤実績：21,716 時間 年休取得率：66%	超勤実績：20,424 時間 年休取得率：63%	超勤実績：18,366 時間 年休取得率：61%	超勤実績：12,041 時間 年休取得率：71%
当該年度の進捗状況	達成 (超勤実績時間、年次有給休暇取得率ともに最終目標を達成したため。)			
カ 今後の課題	年休取得については、各部署で取得率にばらつきが生じている。	キ 課題への対応	年休取得率の向上についてさらなる周知徹底を行うとともに、各部署、各職種の状態に合わせた方策を検討・推進していく。	

2 団体を取り巻く環境等

(1) 今後想定される環境変化等

<p>本事業団の事業を行うにあたり、医療・福祉分野の専門職員が必須となるが、少子高齢化や人口減少が進行していく中で、就職希望者の医療・福祉関連業界への関心度は低調であり、入職志望者数は、今後も一層厳しい状況が続くものと考えられる。</p> <p>一方、利用者のニーズは増加・多様化し続けることが想定される。</p> <p>特に、地域療育センターについては、発達障害児の増加に伴う利用申込みの増加及び障害像やニーズの変化、多様化が今後も続くと考えられる。また、障害児を受け入れている保育所・幼稚園、児童発達支援事業所等の、地域療育センターとして支援が必要な関係機関の増加も続くと予想される。</p> <p>その他、新型コロナウイルス感染症の影響として、施設内でクラスターが発生した場合、入所部門はサービスを継続するものの、通所・相談部門はサービスの休止や時間制限、利用日数の制限を行わざるを得ない。このため、通所の利用者は本来の頻度でのサービスを受けることができず、身体機能の低下等が懸念される。その他、財務的な観点からも①利用者の感染防止のため、休館や利用時間・回数の制限等による収益の減収②オンライン等を活用するための、Wi-fi 環境の強化にかかる経費の増加③職員に陽性者又は濃厚接触者が出た場合の代替職員の確保④感染対策のための衛生資材確保のための費用や常時消毒を行うための費用等が必要となり、組織の運営体制の強化や予算の有効活用と併せて、市による適正な財政支援が求められる。</p>

(2) 上記(1)により生ずる団体経営に関する課題及び対応

創立から30年以上経過した本事業団は、設立当初からの職員が定年を迎える世代交代の時期に来ており、次世代を担う職員の育成と優秀な人材確保が重要課題となるため、引き続き、各種研修の充実や柔軟な採用プロセスの構築等を進める必要がある。また、増加・多様化し続ける利用者ニーズに柔軟に対応するためにも、地域関係機関とのさらなる連携強化と、事業の拡充や見直しを進める必要がある。

特に、地域療育センターについては、従来体制では、十分に対応することが困難な状況となっているため、地域における障害児支援機関の中で担うべき役割や方向性を明確にしたうえで、機能の見直しを進める必要がある。横浜市や本事業団と同様に地域療育センター運営している他法人との協議を継続している。

総合評価シート（令和2年度実績）

団体名	公益財団法人横浜市総合保健医療財団
所管課	健康医福祉局保健事業課
協約期間	平成30年度～令和2年度
団体経営の方向性	引き続き経営の向上に取り組む団体
協約に関する意見	高齢者や障害者等の要支援者が増加していく中で、現在の団体が行う事業における公益的役割及び事業の特色を明確にし、また、今後団体が安定して事業を行っていく上で、市とともに療養病床のあり方、人件費や修繕費等の増大に対応していくための考えを整理する必要がある。

1 協約の取組状況等

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 認知症者支援

ア 公益的使命①	急増する認知症の人に対し、高い専門性の見地からの鑑別診断を行うとともに、診断結果を地域の医療機関に提供することを通して診断後の地域における医療と支援につなげる等、認知症の人が地域で支えられ見守られる社会を作るための支援を行う。			
イ 公益的使命①の達成に向けた協約期間の主要目標	認知症鑑別診断の実施件数（年間1,100件以上の鑑別診断を実施）			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	緊急事態宣言の影響で発生した、キャンセルや申込み控え、予約日の延期希望等については、キャンセル待ちをしている方への迅速な調整を行った。	エ 取組による成果	コロナ禍によるキャンセル等の影響については、より早期の診断を求めてキャンセル待ちをしている方への調整により、1割減に留めた。	
オ 実績	29年度	30年度	令和元年度	最終年度（令和2年度）
数値等	1,076件	1,155件	1,155件	986件
当該年度の進捗状況	未達成（30年度、令和元年度と順調に推移してきたが、2年度は緊急事態宣言期間中のキャンセル及び申込み控え等により、未達成となってしまった）			
カ 今後の課題	認知症専門医等の安定的な診療体制の維持に加え、安心安全に受診できるように感染防止策の徹底が必要。	キ 課題への対応	精神科医師等の継続的な確保に加え、有効な感染防止策の徹底に努めていく。	

② 高齢者支援施設のあり方検討

ア 公益的使命②	急速に進む高齢化社会の中で、変化する家族のあり方と多様な市民ニーズを的確かつ柔軟にとらえ、社会的な課題となっている要介護高齢者のために最も必要で効果的なサービスを提供する。			
イ 公益的使命②の達成に向けた協約期間の主要目標	令和5年度末に予定されている介護療養病床の廃止を見据え、横浜市総合保健医療センターの介護療養病床（12床）について、今後求められる医療・介護ニーズへ対応するための検討を進めます。（現在の介護療養病床の転換等に向けた具体的な方針を決定）			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	令和3年度に実施予定だった介護療養病床の介護医療院への転換について、コロナ禍で利用者家族への説明が十分行えなかったため先送りしたが、利用者等への説明を開始した。	エ 取組による成果	円滑な転換に向けた準備が進んだ。	
オ 実績	29年度	30年度	令和元年度	最終年度（令和2年度）
数値等	検討を開始した。	当センターの介護療養病床の転換方針案を策定した。	当センターの方針案を市に説明し了解を得た。	転換準備
当該年度の進捗状況	達成（円滑な転換に向けた準備が進んだ）			
カ 今後の課題	介護医療院への転換に係る施設改修内容の確定、利用者の理解促進	キ 課題への対応	施設改修内容の検討促進、利用者への丁寧な説明の実施	

③ 精神障害者支援

ア 公益的使命③	精神障害者のリハビリ（障害を抱えながらも希望や自尊心をもち、自立して自分らしい生活を送ることが）が推進され、本人が主体的に人生を選択し、地域のなかで暮らしていくことができる社会を目指して取組を進める。			
イ 公益的使命③の達成に向けた協約期間の主要目標	① 生活訓練施設における退所者に占める単身生活及びグループホームに移行した利用者の割合（70%以上） ② 障害福祉サービスの利用に係る計画相談の件数（29年度比30%以上の増）			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	・他部署や関係機関との連携を密にし、スムーズに地域移行ができるようにした。 ・計画相談を実施している3か所（港北、神奈川、磯子）の生活支援センターと総合相談室の担当者と定期的に連絡会を開催し、取組状況等を確認した。	エ 取組による成果	・目標を達成する取り組みができた。 ・取り組みにより長期入院している精神障害者の地域移行が進み、計画相談を必要としている精神障害者にサービスを提供することができた。	
オ 実績	29年度	30年度	令和元年度	最終年度（令和2年度）
数値等	① 68.2% ② 584件	①63.6% ②724件	①90.9% ②834件	①76.4% ②821件
当該年度の進捗状況	達成（①については70%以上を達成、②については29年度比で40.6%増を達成）			
カ 今後の課題	①新型コロナウイルスの流行による稼働への影響 ②現在の実績を維持。そのためには、計画相談を担う人材の育成と、他の所管業務とのバランスを考慮することが課題。	キ 課題への対応	①感染対策の徹底 ②維持	

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	公益財団法人として安定した経営を継続していくため、収支バランスのとれた健全な財務状況を実現する必要がある。			
イ 協約期間の主要目標	一般正味財産期末残高（前年度決算の期末残高を維持）			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	新型コロナ関連の補助金を活用するなど収入の確保に努めるとともに、光熱水費等の削減に努めた。	エ 取組による成果	前年度に比べ、一般正味財産期末残高が増加した。	
オ 実績	29年度	30年度	令和元年度	最終年度（令和2年度）
数値等	29年度決算における一般正味財産期末残高 468,137,807円	30年度決算における一般正味財産期末残高 509,953,778円	元年度決算における一般正味財産期末残高 559,439,673円	2年度決算における一般正味財産期末残高 630,682,798円
当該年度の進捗状況	達成（前年度の一般正味財産期末残高を維持）			
カ 今後の課題	職員の高齢化に伴う人件費の増や施設・設備の老朽化による修繕費の増に加え、新型コロナの影響による収入減も見込まれる。一方で、公益法人として収支相償への対応も求められている。	キ 課題への対応	今後とも、収入確保と支出削減を図っていく。また、収支相償の維持にあたり、剰余金が生じる場合には、特定費用準備資金への積み立て等により対応していく（現在は情報システム更新資金に積み立て中）。	

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	固有人材の計画的育成と職員一人ひとりが業務改善意識を持つようにすることにより、財団運営基盤の強化を図り自主運営を進める必要がある。			
イ 協約期間の主要目標	① 人材育成プランの実施及び改定（実施・改定） ② 目標によるマネジメントの実施（全職員を対象に実施）			
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	・人材育成委員会で人材育成プランの改定内容を検討した。 ・全職員を対象にMBOを実施するとともに、評定者研修を実施した。	エ 取組による成果	人材育成プランを改定するとともに、全職員を対象にMBOを実施したことにより、事務の効率的な執行、職場のコミュニケーションの円滑化、職員の人材育成につながった。	
オ 実績	29年度	30年度	令和元年度	最終年度（令和2年度）
数値等	①人材育成プランに基づき、各部門で行っている研修情報を集約し、一覧表にまとめて公開し、他部門への研修に参加できるようにした。 ②係長以上の管理職を対象に実施した。	①人材育成プランの実施及び改定に向けた検討を実施した。 ②翌年度の全職員を対象とした目標によるマネジメントの実施に向け、実施方法や評価方法を検討した。	①人材育成委員会による検討を行った。 ②主任・副主任28人を対象に試行するとともに、評価者研修を実施した。	①人材育成プランを改定した。 ②全職員を対象としたMBOを実施した
当該年度の進捗状況	達成（①人材育成プランの改定実施、②全職員を対象とした目標によるマネジメントの実施）			
カ 今後の課題	①嘱託・パート職員の人材育成プランの策定 ②人材育成プランに基づく取組の実施	キ 課題への対応	人材育成委員会による検討やプランの実施状況の確認	

2 団体を取り巻く環境等

(1) 今後想定される環境変化等

○類似施設の増加

高齢者の入所施設整備については、介護保険事業計画に沿って介護老人保健施設、特別養護老人ホーム及び認知症対応型グループホームの整備が進んでいる。また、介護保険事業以外でも、民間事業者によって、有料老人ホームやサービス付高齢者住宅等の高齢者の住いの場が次々と開設されてきている。

精神障害者支援部門については、平成30年4月から自立生活援助、就労定着支援事業という新たなサービスが始まり、令和3年5月現在市内では、自立生活援助は37事業所、就労定着支援は41事業所で実施され、今後も民間事業所が増えていくと予想される。

○新型コロナウイルス感染症拡大の影響が続き、利用者数及び収入額の減が予想される。

○法令等の改正

- ・診療報酬、介護報酬、障害者支援に係る給付費の改定等による収入額への影響。
- ・介護老人保健施設については、法改正により「在宅復帰・在宅療養支援」機能が明確に定義され、平成30年度報酬改定でも高く評価されたことにより、今後、多くの施設が「在宅復帰・在宅療養支援」にシフトし、それを維持していくと思われる。
- ・令和5年度末に介護療養病床が廃止される。

(2) 上記(1)により生ずる団体経営に関する課題及び対応

・民間事業者の参入などにより、類似施設が増加していく中で、公的施設としての役割も踏まえつつ、収入の確保にも努めていく必要があります。採算上または事業の性格上、民間事業者では対応が困難な方々の受け入れを行うとともに、関係機関との連携強化や、パンフレット・ホームページ等によるPR等に努め、より多くの市民利用につなげ、収入の確保にも努めていく必要があります。

・各施設ともに、既に高い利用率等を維持してきており、今後、大幅な収入増が見込めない中で、市民から期待される事業の充実や老朽化した施設・設備の修繕・更新等の対応を行っていく必要があります。職員の高齢化に伴う人件費の増も見込まれることから、平成30年度から経営改善計画を掲げ、収入増と支出削減に取り組んできました。具体的には、収入確保のため、それぞれの部門で高い目標を掲げ、その達成に向け取り組むとともに、人員配置の見直し、委託内容の見直し及び入札等の実施による委託料の節減等に努めるなど、コスト削減にも取り組んできました。こうした取り組みの結果、本協約期間中は一般正味財産期末残高を増加することができ、剰余金相当分を更新期間が迫っている医療情報システムの更新資金に積み立てすることができました。引き続き、各部門における利用料金等の収入確保を図りつつ適正な経費執行に努めます。

・新型コロナウイルス感染症の終息が未だ見込まれないことから、令和3年度も感染予防及び予想される減収に対応した、適切な法人運営及び施設運営に取り組んでいく必要があります。経費の縮減に努めるとともに、その執行にあたっては、緊急性・安全性を十分に検討したうえで進めていきます。

・介護老人保健施設については、法改正により「在宅復帰・在宅療養支援」機能が明確に定義され、報酬改定でも報酬上高く評価されたことを受け、横浜市総合保健医療センターでも、これまで以上に在宅復帰・在宅療養支援の強化に取り組んだ結果、施設類型は、平成30年度に「基本型」から「加算型」に移行し採算性も向上、令和2年度も「加算型」を維持しました。今後も、「加算型」以上の施設類型の維持に努めます。

・横浜市総合保健医療センター介護療養病床(12床)の今後のあり方について、及び市内に多くの介護老人保健施設が開設されているなかでの横浜市総合保健医療センター介護老人保健施設の公的役割について、平成30年度中に運営団体として検討を行いました。検討の結果、介護療養病床については介護医療院への転換が適当、また介護老人保健施設については、在宅復帰・在宅療養支援の強化に取り組むことと、複合施設のメリットを活かし、精神障害者支援部門とも連携し、高齢の要介護長期入院精神障害者の受け入れを進める旨、取りまとめ、横浜市に報告しました。引き続き、横浜市と調整を進めながら、介護医療院への転換に向けた準備を遺漏なく進めます。

総合評価シート（令和2年度実績）

団体名	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
所管課	健康福祉局福祉保健課
協約期間	令和元年度～令和5年度
団体経営の方向性	引き続き経営の向上に取り組む団体
協約に関する意見	社会福祉に関する課題が複雑化・多様化しているため、整理した市社協・区社協・地区社協の役割をそれぞれが果たし、公益的使命の達成に向けて取り組む必要がある。 新たに協約目標とした寄付・遺贈に関する目標については、実施した事業の成果・効果を把握した上で取組を進めることを期待する。

1 協約の取組状況等

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

①身近な地域の見守り・支え合い活動の推進

ア 公益的使命①	より身近な地域における困りごとの早期発見や地域状況に応じた解決の取組を進めます。		
イ 公益的使命①の達成に向けた協約期間の主要目標	<p>①地区社協の取組強化 [目標] (ア)区社協による地区社協への相談・支援の実施（随時及び年1回全地区社協に対する個別相談） (イ)市社協による地区社協検討会・全体会の実施（検討会年3回、全体会年1回）</p> <p>②行政・社協・ケアプラザによる効果的な地域支援の実施 [目標] (ア)行政、区社協、ケアプラザ職員を対象とした、既存事例集を活用した研修の実施（6区×3年）、新たな実践事例集の発行、新たな事例集を活用した研修プログラムの構築・実施 (イ)区社協、ケアプラザ職員を対象とした、各区で抱えている困難案件に対する事例相談会の実施</p> <p>③高齢者・障害者・子どもなど対象や世代を限定しない地域の居場所づくりの促進 [目標] 対象や世代を限定しない地域の居場所 4,000か所（単年度目標：3,440か所、3,580か所、3,720か所、3,860か所）</p>		
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	エ 取組による成果	<p>① (ア) ヒアリング等で地区社協がコロナ禍による活動への不安を感じていることが明らかになったため、コロナ禍における身近な地域の小さな活動の応援をテーマに活動事例と併せたデータ集を作成し、配布・周知した。また、今後の活動の方向性とガイドラインを作成し区社協を通じて地区社協に周知し活動のポイントを共有した。 その結果、地区社協が地域活動支援を検討・実施する機会となった。 (イ) ネットワークづくりや担い手発掘、人材育成等、地区社協の共通課題について検討し理解を深めることができた。 ② (ア) 個人の困りごとを地域づくりにつなげるために必要な視点を共有するとともに、住民と専門職が共に行う地域支援について理解を深めることができた。 (イ) 事例検討会として地域に働きかけるポイントや壁となっていることの整理など、段階を追って事例検討する手順を構築することで、各区において実施できる基盤を整備した。 ③ 空き家活用のポイント集として18区社協で共有したことにより、速や</p>	

	<p>(イ) 区社協、ケアプラザ職員を対象に、事例をより深く理解できるよう身近事例検討会のプログラムを検討・構築し、開催ブロックの区社協・CPと打合せを行った。 (全3回実施を予定していたが、コロナの影響を受け次年度へ延期)</p> <p>③地域における活動拠点の確保とし有効な空き屋を活用する際のポイントをまとめ18区社協と共有した。 また、コロナ禍での新たな居場所のあり方を検討するため、ボランティア向け及び地域支援者向けにガイドラインを作成した。</p>		<p>かな空き家活用に関する相談対応が円滑に進む。 作成したガイドラインを18区社協・ケアプラザ共有し地域活動の再開や継続支援に活用した。</p>		
オ 実績	令和元年度	2年度	3年度	4年度	最終年度(5年度)
数値等	<p>① (ア) 相談・支援(随時) (イ) 地区社協検討会 3回実施</p> <p>② (ア) 研修4区事例集増刷 合同研修実施 (イ) 相談会実施 ③3,013か所</p>	<p>① (ア) 相談・支援(随時) (イ) 地区社協検討会 2回実施 (内1回動画) 全体会 1回(事例集に代替)</p> <p>② (ア) 研修2区 (イ) 事例検討会プログラムの構築 ③3,206か所</p>	—	—	—
当該年度の進捗状況	<p>やや遅れ (コロナ禍により一部の研修が未実施であり、また地域の居場所の運営が休止・中止となったため)</p>				
カ 今後の課題	<p>① (ア) コロナ禍で停滞している地区社協活動の現状把握のため、情報収集が必要。その中で地区社協としての取組みが進められるような働きかけが必要。 (イ) 新たな生活様式に合わせた検討テーマの設定と開催方法の見直しと共に全体会・データ事例集との連動が必要。</p> <p>② (ア) コロナ禍の地域生活課題に合わせた内容の構築が必要である。 (イ) 事例検討結果を各区において地域支援で活用する基盤が必要。</p> <p>③ 新たな生活様式により、居場所という「つながりの場」での見守りが難しくなった為、既存活動の継続支援とともに、地域で創意工夫しながら取り組んでいる活動について支援する必要がある。</p>		キ 課題への対応	<p>① (ア) 各区社協での地区社協ヒアリング及び地区社協分科会を通じて、コロナ禍での地域状況の把握について話し合いを行い、「困りごとを把握、共有し、検討する」地区社協の基礎的活動の充実を図る。 (イ) 各区での話し合いを基本に市域での共通テーマの検討と意見集約・発信を行う。</p> <p>② (ア) 区の特異性・コロナ禍での地域の実情に合わせた事例の設定、講座内容を検討する。 (イ) 現行で使用している地域支援計画書などツールを使用し見直す。</p> <p>③ コロナ禍における新たな見守り活動等取組み事例の集約や状況把握を行い、ガイドラインを活用しながら担当者会議などを通じて18区と必要性の共有と対応策の検討を行う。</p>	

②連携主体の拡充や多様な住民参加の仕組みづくり

ア 公益的使命②	<p>地域活動における連携主体の拡充や多様な住民参加の仕組みづくりを進めます。</p>
イ 公益的使命②の達成に向けた協約期間の主要目標	<p>① 社会福祉法人現況報告書に地域における公益的な取組を掲載している法人数 200 法人 (単年度目標：145 法人、170 法人、185 法人、195 法人)</p> <p>② 企業の地域貢献活動への相談・提案件数 450 件/年 (単年度目標：360 件/年、375 件/年、390 件/年、420 件/年)</p> <p>③ 寄付・遺贈に関する総合相談窓口の設置及び寄付文化の醸成の推進(市社協) (単年度目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄付・遺贈の相談窓口設置(R元～) ・ 市民向けセミナーの開催(R元) ・ 寄付者への寄付後のフォロー強化(R元～) ・ 市民向け新たな広報媒体の検討・実施(R2～) ・ 寄付活用方法の企画検討(R3～)

<p>ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容</p>	<p>① ・各部会・分科会での公益的取組に関する周知と記載依頼。 ・モデル区社協（鶴見・磯子）がコーディネートし地域と施設が連携した公益取組事例の検討を行っている。2区の実績を事例として積み上げ、他区と共有することで地域における公益的取組を推進する。</p> <p>②平成30年度より実施している「地域×企業つながる交流会」はコロナ禍で未実施となったが、市社協2層生活支援コーディネーター連絡会にて企業との具体的な連携方法について検討した。市社協HPやFacebook、広報誌で企業の取組事例を紹介し、記事を見た企業からの相談につながった。</p> <p>③コロナ禍に対応した支援として、寄付を募り、頂いた寄付金で食料品等を市内事業者から調達し、生活困窮者・学生・ひとり親・一人暮らし女性に配分する取組を行った。周知にあたっては「ヨコ寄付」（ヨコハマで、すぐヨコへ）というコンセプトデザインをブランド化し、取組ごとに対象者をわかりやすく示して募集を行った。物品配送時には支援を受けた大学生の有志が梱包作業のボランティアで参加する等、支援がつながっていく様子がテレビや新聞で紹介された。当初予定していた市民向けセミナーは、コロナ禍のため中止した。</p>	<p>エ 取組による成果</p>	<p>①施設を対象とした取組状況のヒヤリング等、コロナ禍でも実施可能な取組を進め、一定の成果は得られたものの、施設や事業所を会場とした地域との連携事業等が中止や延期となっており、結果として目標を達成するに至らなかった。</p> <p>②市社協におけるコーディネーター件数は40件（前年度59件）。前年度より減少したが、HPを見た企業からの新規相談もあった。</p> <p>③寄付を活用することで生活困窮等の支援につながった。 ・学生支援（150名） ・ひとり親世帯（1,250世帯） ・一人暮らし女性（1,000名） また「ヨコ寄付」の名称が徐々に広がり、複数のメディアに取り上げられるなど多くの反響を得られた。</p>		
<p>オ 実績</p>	<p>令和元年度</p>	<p>2年度</p>	<p>3年度</p>	<p>4年度</p>	<p>最終年度（5年度）</p>
<p>数値等</p>	<p>①113法人 ②354件/年 ③実施</p>	<p>①125法人 ②341件 ③実施</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>当該年度の進捗状況</p>	<p>やや遅れ （コロナ禍により施設や事業所を会場とした取組等が中止や延期となったため）</p>				
<p>カ 今後の課題</p>	<p>① ・コロナ禍により取組を進める基盤である地域・施設へのヒヤリングや検討の場づくりができず、区社協の取組も限定的となっている。 また、125法人（未提出24法人は除く）が現況報告書に「地域における公益的取組」を記載したが記載率は約半数（51%）に留まっている。そのため、現況報告書に未記載の法人把握と公益的取組の実態把握が必要。 ・緊急事態宣言等が継続しており、モデル区社協が当初計画していた施設・地域を巻き込んだ取組が進めることが難しい状況。</p> <p>②企業と地域の連携事例を集約し、地域貢献活動について企業に働きかける必要がある。</p> <p>③寄付文化醸成に係るコンセプトでもある「ヨコ寄付」を広く周知し、身近な支援につなげる仕組みを幅広く定着していく働きかけが必要。 また、寄付を活用した新たな支援に加え、継続した支援が求められる。</p>	<p>キ 課題への対応</p>	<p>① ・社会福祉法人の「地域における公益的取組」の取組実態を明らかにするための検討会設置が経営者連絡会議幹事会にて決まった。今後は検討会にて取組法人の増を図る。 ・対応策としてコロナ禍においても地域と施設が連携し進められる取組を模索する。また、モデル区以外の区社協支援も行うことで施設と地域が連携した取組の拡大を図る。</p> <p>②HPや広報紙で引き続き周知をするほか、生活支援コーディネーター連絡会等で企業との具体的な連携方法について検討を進めていく。</p> <p>③多様なつながりとの連携を模索するため、企業・団体との関わりを強め、支援につながる仕組みづくりを進める。また、寄付の用途を明確にし、より寄付をしやすく出来るよう取組を進める。</p>		

③権利擁護の推進

ア 公益的使命②	高齢者や障害者の地域生活を支援するため、権利擁護を推進します。				
イ 公益的使命②の達成に向けた協約期間の主要目標	①権利擁護事業契約者 1,310人 (単年度目標：1,150人、1,200人、1,250人、1,280人) ②市民後見受任 実績 102件				
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	①コロナ禍でも契約審査を継続するため、書面審査を積極的に活用するとともに、8月からはオンライン審査を全区で導入した。 ② ・通常の受任者活動支援に加えて、区役所や専門職団体への候補者調整検討について、継続して働きかけた。 ・コロナ禍で第5期市民後見人養成課程が延期となったため、従来の養成課程カリキュラムを改編し、令和3年度の養成に向け2月から募集を開始した。	エ 取組による成果	①円滑な審査実施体制の構築によって、一時は契約者数が1,180件近くに伸びたが、コロナ禍の影響で施設の受入や初回訪問ができない時期が長引き契約前の訪問回数が減少したことで、新規契約数が減少した。 しかし、必要な方には成年後見制度の利用につなげることで事業の利用を終了(45件)とし、利用の待機をしていた方へ新規利用契約を結び、実際に待機者が減少するなど、着実に事業の役割を發揮させている。 *2人増(新規228人・終了226人) ②継続した働きかけにより、区役所から安定して候補者打診があった。さらに専門職団体からの新たな移行実績も増え、計13件受任に繋がった。さらにひとりの市民後見人が複数の受任が可能になるよう仕組みづくりを進めた。 *受任中：49件、終了は累計32件		
オ 実績	令和元年度	2年度	3年度	4年度	最終年度(5年度)
数値等	①権利擁護事業契約者数 1,147人 ②市民後見人受任実績 67件	①権利擁護事業契約者数 1,149人 ②市民後見人受任実績 80件	—	—	—
当該年度の進捗状況	順調 (事業利用の待機者が減少するなど、制度の役割を果たしているため)				
カ 今後の課題	①成年後見制度利用促進の取組として、成年後見制度への移行が必要な契約者を円滑に移行するとともに、新規契約者を増やす。 ②市民後見人バンク登録者の受任促進と新たな市民後見人候補者を養成する。	キ 課題への対応	①権利擁護・成年後見制度利用促進の広報啓発として、契約対象者を紹介する立場の相談支援機関職員に権利擁護事業の理解促進をねらいとした研修等で実践的に周知し、契約者増につなげる。成年後見制度への円滑な移行支援ができる職員の育成機会として、毎月の事前審査会において、輪番制で契約者の成年後見制度移行にかかる進捗状況の協議(18区×年4回)と、成年後見制度利用促進で実施する進行管理表に基づき取組状況の進行管理を実施する。 ②第5期市民後見人養成課程の実施による人材確保と、現在の登録者から複数受任調整を進める。		

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	<p>本会事業活動に関する負債は、「年金共済事業（会計上の名称は『退職共済』）」における『退職共済預り金』を除くと約 110 億円強となっています。そのうち 7 割を占める「長期運営資金借入金」は、横浜市補助事業「社会福祉事業振興資金貸付事業」実施のための借入金であり、本会財務状況の健全化に向けて削減必須項目となっています。</p>				
イ 協約期間の主要目標	<p>①長期運営資金借入金の縮減 長期運営資金借入金 5,470,000,000 円 （単年度目標：7,670,000,000 円、7,120,000,000 円、6,570,000,000 円、6,020,000,000 円）</p>				
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	<p>①社会福祉事業振興資金貸付金の回収が確実に進むよう、貸付団体への周知等を行った。</p>	エ 取組による成果	<p>①貸付金回収にあたり、2 件の返済遅延が発生したが、速やかに償還がなされ借入返済を行うことができた。</p>		
オ 実績	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	最終年度（5 年度）
数値等	① 7,670,000,000 円	①7,120,000,000 円	—	—	—
当該年度の進捗状況	順調				
カ 今後の課題	<p>①今後、貸付金の回収が滞る可能性がある。（法人の運営形態の変更や運営状況の悪化に伴い返済困難な状況などによる）</p>	キ 課題への対応	<p>①引き続き回収が進むことで借入金返済が支障なく行えることから、確実な回収に向け、常に法人との関係を深め、働きかけを進める。</p>		

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	<p>社会環境やニーズが刻一刻と変化するなかで、社会福祉協議会の公益的使命を果たすためには、変化に合わせた柔軟な組織体制や従事する職員の育成・定着が必要です。</p>				
イ 協約期間の主要目標	<p>①現行業務の再編・整理等に係る検討、結果を踏まえた見直し ②職員人材育成計画の改訂及び改訂した計画による体系的な育成体制の構築</p>				
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	<p>① ・現行業務の見直しを実施した。 ・人材の確保・定着に向け、ICT の活用や多様な働き方の推進に取り組んでいることを採用パンフレットに記載し、業務説明会等で周知した。</p> <p>②人材育成に関する課題を整理し、人材育成計画の一部改訂。令和 3 年度研修計画へ反映。</p>	エ 取組による成果	<p>①見直しで得られた意見を基に、在宅勤務等の多様な働き方を導入した。ICT を導入したことにより、集合開催をオンライン会議で代替実施できるようになった。</p> <p>②令和 2 年度改訂する内容を次のとおり整理し、年度内改訂は予定通り実施。令和 3 年度より実施予定。また、研修計画に反映。 ・人材育成計画を必要とする背景等の追記 ・人材育成の基本体系の整理 ・所属（組織）全体での OJT を明記</p>		
オ 実績	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	最終年度（5 年度）
数値等	①実施 ②-1 実施（新採用 17 名） ②-2 実施	①実施 ②実施	—	—	—
当該年度の進捗状況	順調				
カ 今後の課題	<p>①経営状態や社会情勢を踏まえた定期的な検証及び見直しを行う必要がある。</p> <p>②人材育成のため、各職種・階層に求められる役割の変化へ対応していく必要がある。また、人材育成計画に基づき研修内容の効果と内容検証を継続していく必要がある。</p>	キ 課題への対応	<p>①事務局内での定期的な検証と役員会等での協議を踏まえた方針を検討する。</p> <p>②各職種・階層に求められる役割について検討し、人材育成計画の改定をする。また、研修内容の効果測定としてアンケートを実施し研修内容を検証し効果的な研修実施を進める。</p>		

2 団体を取り巻く環境等

(1) 今後想定される環境変化等

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例貸付の相談を通じて、これまでに想定していなかった対象者（学生、内定を取り消された者、ひとり親世帯など）が生活に困窮にしていることも明らかとなっている。

一方で、感染症の拡大は、企業の地域貢献や法人・施設の公益的取組、地域住民の活動にも影響を及ぼしており、従前からの課題でもあったボランティア組織の高齢化などとともに、地域の担い手の減少や活動規模の縮小や休止（中止）が懸念されており、地域における助け合いの基盤の脆弱化の危機に瀕している。

(2) 上記(1)により生ずる団体経営に関する課題及び対応

課題が増大化・多様化するなかで、課題を抱えながら地域で生活する方を、深刻な状況になる前に発見しなければならない。また、本人の財産や権利が守られ、希望や目標に基づいた地域生活を送れるよう支えていかなければならない。そのためには、身近な地域の見守り・支え合い活動を新型コロナウイルス後の地域社会の生活様式とも整合させながら、一層進めることが必要となる。あわせて、地域活動の担い手発掘や人材育成支援に取り組み、地域住民主体の活動を継続できるよう支援する。

また、課題解決に向けた取組については、引き続き企業や社会福祉法人・施設、関係機関など、地域組織以外との連携を積極的に図りながら進めていく必要がある。

総合評価（横浜市外郭団体等経営向上委員会の答申）

分類	引き続き取組を推進／ 団体経営は順調に推移	事業進捗・ 環境変化等に留意	取組の強化や 課題への対応が必要	団体経営の方向性の 見直しが必要
助言	コロナ禍により、「公益的使命の達成に向けた取組」の「身近な地域の見守り・支え合い活動の推進」「連携主体の拡充や多様な住民参加の仕組みづくり」が「やや遅れ」となっている。 今回、協約を変更して寄附・遺贈について具体的な取組が目標として設定されたことは評価できる。今後は、次期協約策定に向けて団体の公益的使命の達成に資する目標設定を早期に検討していくとともに、事業の効果を把握しながら、現在の協約目標の達成に向けて引き続き取組を進めてほしい。			

総合評価シート（令和2年度実績）

団体名	公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会
所管課	健康福祉局生活支援課援護対策担当
協約期間	令和元年度～令和5年度
団体経営の方向性	引き続き経営の向上に取り組む団体
協約に関する意見	平成31年4月の定款変更、令和元年の横浜市寿町健康福祉交流センターの開所など、団体経営を取り巻く環境等は大きく変化しており、設定した目標の達成状況や事業の進捗を適宜点検、分析し、目標設定や事業の進捗に課題が生じた場合は、速やかに見直す必要がある。

1 協約の取組状況等

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 健康づくり・介護予防の推進

ア 公益的使命①	寿地区を中心とした市民へ保健医療の提供、健康づくり・介護予防等の事業を行い、地域福祉の向上を図ります。					
イ 公益的使命①の達成に向けた協約期間の主要目標	① 健康・介護予防普及啓発活動の充実 令和5年度目標：講座等への参加者のべ800人/年 (各年度目標 元 540人 2年度 650人 3年度 700人 4年度 750人 5年度 800人) ② 健康コーディネート室の支援対象者数の拡大 令和5年度目標：支援対象者実数 450人/年 (各年度目標 元 210人 2年度 300人 3年度 350人 4年度 400人 5年度 450人)					
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	①協会内の事業間連携により、地区内事業所へ出張講座を増やしました。また、感染予防のため、体操等の講座は広場で、参加者数を増やせない講座は、回数の増で対応しました。 ②来室者や行政はじめ関係機関からの依頼により把握した支援対象者の健康課題に合わせた保健指導・栄養指導を実施し、対象者の個性に合わせて、各種事業への参加勧奨を行いました。	エ 取組による成果	来室者の毎日の健康チェックや、講座開催や訪問活動などでの個別支援を行う中で、自分の身体に起っていることの意味や日常の健康管理の要点を知っていただき、「不安なことがあればまずは健康コーディネート室に相談しよう。」という利用者の流れができてきています。			
オ 実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終年度(令和5年度)	
数値等	①	605	418	-	-	-
	②	291	466	-	-	-
当該年度の進捗状況	やや遅れ (①普及啓発活動についてコロナ感染症影響下であり講演会の中止や講座定員を減らしたことによる減 ②様々な関係機関との連携や来室者への積極的な声掛けにより大幅増)					
カ 今後の課題	・疾病、引きこもり等でアプローチが困難な対象者への支援 ・コロナウイルス感染防止に配慮した実施方法	キ 課題への対応	・会場・行政・関係機関との情報交換、区介護事業者との連携 ・3密を避けた開催方法の検討(広場の活用・開催人数見直し等)			

② 地区内外の交流の促進

ア 公益的使命②	多くの住民が、1室平均3畳という住宅事情の中で日々を過ごしており、生活の質の向上が課題であるため様々な活動の場への参加を高め、社会参加・生きがいをづくりにつなげます。				
イ 公益的使命②の達成に向けた協約期間の主要目標	<p>① 諸室の利用者人数 令和5年度目標：延べ127,000人/年 (各年度目標 元 96千人 2年度 118千人 3年度 120千人 4年度 123千人 5年度 127千人)</p> <p>② 寿地区住民を主な参加対象とした社会参加・生きがいをづくり 令和5年度目標：延べ1,000人/年 (各年度目標 元 710人 2年度 850人 3年度 900人 4年度 950人 5年度 1,000人)</p>				
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	生きがいをづくり事業では、運動・アート・文化・健康など様々なジャンルの講座を企画し、より多くの利用者が関心をもって参加できるようにしました。図書室では貸出図書の入替えを行い、新書の貸出を充実しました。	エ 取組による成果	感染拡大防止対策のため、休館や閉館時間の繰り上げ、事業の休止などもありましたが、一定制限の下、センター諸室を有効に利用したり、屋外を使った事業の充実を図り、生活の質の向上・社会参加・生きがいをづくりにつなげることができました。		
オ 実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終年度 (令和5年度)
数値等	①	143,118人	59,315人	-	-
	②	2,411人	2,263人	-	-
当該年度の進捗状況	やや遅れ (①新型コロナウイルス感染対策による閉館 (4/9~5/26)、利用団体の事業の縮小など諸室の貸し出しが減少。②ウォーキングサッカーなど屋外での行事の拡充による参加者の一定数確保)				
カ 今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い住民のセンターの利用と事業への参加促進のための工夫が必要である。 ・団体登録の促進による地域外へのPRと利用を進める必要がある。 ・さらにコロナウイルス感染防止に配慮した運営対策を講じる必要がある。 	キ 課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙配布などを通じて、簡易宿泊所居住者へ利用促進のPR ・周辺自治会などへの利用促進の働きかけ ・利用者の検温・消毒の徹底及びマスク着用など感染防止対策の励行 		

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	公益事業の継続のため、協会の行う事業（診療所、浴場事業等）の収入増加を図り、安定した経営を維持する必要があります。				
イ 協約期間の主要目標	事業実施による収入の増加 令和5年度目標：事業の収入 155,000千円（内訳 診療所 142,600千円 浴場 11,900千円 貸付事業 500千円） （各年度目標 元 150,000千円 2年度 151,000千円 3年度 152,000千円 4年度 153,000千円 5年度 155,000千円）				
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	患者の立場に立った診療体制の維持・向上、スタッフの研修 浴場では、はまともカード優待参加・高齢者優待入浴の実施による利用促進		エ 取組による成果	患者数が安定的に推移、浴場の利用者は、昨年比1日平均約17人の増	
オ 実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終年度（令和5年度）
数値等	157,545千円	162,315千円	-	-	-
当該年度の進捗状況	順調（診療所の安定的な運営と、浴場PRに努めたことで、想定した収益の確保することができた）				
カ 今後の課題	医療体制の維持充実（医師・看護師等スタッフの確保）		キ 課題への対応	募集の案内、医師会等へのアプローチ	

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な市民サービスの提供にあたっては、安定的な組織運営が必要です。 提供するサービスの質の向上を図るため、全職員が組織目標を共有し、意欲的に働くことができるよう人事制度の改善を図ることが必要です。 施設での業務・運営を円滑に行うことが求められるため、内部研修の充実・業務改善や効率化を継続して進める必要があります。 				
イ 協約期間の主要目標	① 人事組織体制の見直し 令和5年度目標：実施 ② 業務の改善・効率化提案表彰制度の導入 令和5年度目標：（提案実施件数（表彰数））5件/年 ③ 内部研修年間開催回数 令和5年度目標：47回実施/年				
ウ 目標達成に向けて取り組んだ内容	人事考課制度の導入、職員の企画による全体研修の実施、人材育成プロジェクトでの人材育成計画の議論		エ 取組による成果	職員の意欲、チャレンジ、帰属意識の高揚	
オ 実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終年度（令和5年度）
数値等	①	給与制度見直し	人事考課制度の導入	-	-
	②	制度検討	制度検討	-	-
	③	21回	13回	-	-
当該年度の進捗状況	やや遅れ（人事考課導入など①は順調に進捗②表彰基準などについて検討段階、3年度中の制度導入を予定③コロナ影響等で実施回数は減ったが、企画など職員主体の取り組みが進んでいる）				
カ 今後の課題	引き続き職員の意欲、帰属意識の高揚に取り組む必要がある。 【再掲】医師・看護師等スタッフの確保		キ 課題への対応	人事考課制度の見直し、業務提案を実施につなげていく組織体制づくりを進める。 【再掲】募集の案内、医師会等へのアプローチ	

2 団体を取り巻く環境等

(1) 今後想定される環境変化等

・寿地区には120軒(令和2年11月1日時点)の簡易宿泊所があり、約5,800人の住民が3畳程度の居室で生活しています。高齢化率は54%と高く、90%が生活保護を受給し、要介護者や障害者も多く生活しています。

・近年、特に後期高齢者の増加が顕著で1,200人を超えており、今後も増加することが想定されます。また単身者がほとんどで、社会的に孤立しやすい環境にあります。

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、消毒の徹底・3密の回避等感染防止に向けた取組を進める必要があります。施設全般にわたり施設利用・運営の見直しが求められます。

(2) 上記(1)により生ずる団体経営に関する課題及び対応

・寿地区住民の健康づくり・介護予防、生きがいづくり、社会参加などに向けた支援のほか、生活環境の改善、市民相互の助け合い・交流などが求められるため、「横浜市寿町健康福祉交流センター」と「寿生活館」の運営を通じて、取り組みを進めてまいります。

・また、今後も継続して地域で活動を行っていくため医療・保健の提供を充実していくとともに、地域と連携しながら、事業の拡大等による地域ニーズへの対応を進めていく必要があります。

・新型コロナウイルス感染防止対策の実施により利用人数上限の引き下げによる利用人数の低下をはじめ利用控えが想定されます。感染防止対策を適切に行い、安心して来館いただける環境を整えることで影響を最小化し、市民へ保健医療の提供、健康づくり・介護予防等の事業を行い、地域福祉の向上を進めていきます。

総合評価(横浜市外郭団体等経営向上委員会答申)				
分類	引き続き取組を推進/ 団体経営は順調に推移	事業進捗・ 環境変化等に留意	取組の強化や 課題への対応が必要	団体経営の方向性の 見直しが必要
助言	コロナ禍により、「公益的使命の達成に向けた取組」の「健康・介護予防普及啓発活動の充実」「諸室の利用者人数」の項目が「やや遅れ」となっている。 住民の高齢化など団体を取り巻く環境が変化中、健康づくり・介護予防等の事業の推進によって地域福祉の向上を口指してもらいたい。また、施設運営にあたっては、コスト意識を持ちながら取り組むことを期待する。			

協 約 等 (案)

団体名	社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団
所管課	健康福祉局 障害自立支援課
団体に対する市の関与方針	政策実現のために密接に連携を図る団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	<p>当該団体は、市のリハビリテーションサービスに関する施策を推進する上で、欠かすことのできない高度な専門性と事業運営に必要なノウハウを蓄積した唯一の団体です。</p> <p>高度な専門性と総合性を生かし、指定管理業務などを通して、医療をはじめ社会的、心理的、教育的及び職業的分野に至るリハビリテーションサービスを、市民のニーズに応じて適切に実施すると共に、横浜市の障害福祉施策を専門的見地から先駆的に推進し、リハビリテーション、療育並びに障害者のスポーツ及び文化に関する本市の中核的役割を担っています。</p>
(2) 設立以降の環境の変化等	<p>福祉や医療に関する法制度の改正、家庭における生活様式の変化、障害像の複雑化・多様化、これらに伴う利用者ニーズの増加・多様化など、障害児・者を取り巻く環境には大きな変化がありました。地域の事業所・施設等も以前に比べ増加し、利用者にとってサービスの選択肢も増えました。</p>
(3) 上記(1)・(2)を踏まえた今後の公益的使命	<p>これまでに蓄積した専門性を総合的に発揮し、福祉・医療・社会・職業等の様々な分野に渡るリハビリテーション、療育及びスポーツ・文化活動に関するサービスを、従来の枠組みにとらわれず柔軟かつ的確に提供することで、多様化する利用者ニーズに対応します。</p> <p>あわせて、関係機関等との連携や支援体制をより一層強化しながら、引き続き本市におけるリハビリテーション施策の中核的な役割を担うことが求められています。</p>

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考(前期協約の 団体経営の方向性)	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営の方向性の変更の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無		
(3) 団体経営の方向性の分類変更理由			
(4) 協約期間	令和3年度～5年度	協約期間設定の考え方	前協約の期間と同期間

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 障害児支援の充実

ア 公益的使命①	<p>・障害のある又はその疑いのある児童に、リハセンターの発達障害対策部門を含む地域療育センター（以下、「地域療育センター」という。）において、早期発見から療育までの専門的かつ総合的な支援を実施します。</p>		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<p>・地域療育センターの利用申し込みが増加するとともに、障害像や保護者のニーズが多様化しています。また、就労する保護者の増加等から保育所や幼稚園等を主な生活の場とする障害児等が増加しています。保護者や関係機関からは次のような対応が期待されています。</p> <p>① 利用申込の増加に対して、申込後に速やかに支援ができる体制の構築 ② 障害像やニーズの多様化に対して、多様なサービスの構築 ③ 地域での受入れが困難な障害児等に対する、療育センター集団療育への確実な受入れ ④ 保育所や幼稚園等を主な生活の場とする障害児や園等への支援の充実</p> <p>・これらの諸課題に、優先順位をつけて計画的に取り組む必要があります。</p>		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>ニーズ等の多様化に対する多様なサービスの構築</p> <p>・各地域療育センターで、利用面接に心理士面接を導入し、利用面接時の支援の幅を広げます。</p> <p>令和3年度 週1回 令和4年度 週2回 令和5年度 週3回</p> <p>(参考) 令和2年度実績：</p>	<p>主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</p>	<p>・利用を希望する保護者は、児の成長や子育てに対して不安や焦燥感があり、迅速な相談対応を求めています。団体では申込後速やかにソーシャルワーカーによる面談を行う体制を構築しています。</p> <p>・利用開始時面談に、ソーシャルワーカーに加え心理士が関わることで、子育てに対する保護者の不安解消及び児童の特性の早期把握が可能となり、以後の支援がより効果的に進みます。</p> <p>・横浜市で検討している、これからの地域療育センターのあり方も整合性があります。</p>
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>初年度は、全センターにて心理士面接を導入し、週1回の提供を目指します。その後、ニーズや効果を検証し相談対応が可能な心理士を育成しつつ、実施回数を増やします。</p> <p>現在予算化されていない新規事業のため、初年度については、団体予算内で実施することとし、次年度以降の適正な運営には予算措置が必要なため、今後市と協議していきます。</p>		

② 高次脳機能障害者への支援強化

ア 公益的使命②	<p>高次脳機能障害者が地域で安心して暮らし、自己決定に沿って望む生活ができるよう、総合相談、医療及び福祉サービスが連携した支援を実施</p>		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<p>感染拡大防止対策下で、地域に埋もれていると思われるニーズを発見し、支援につなげることが課題です。各区の中途障害者地域活動センター・支援機関に対するニーズ発見の気づきを高める支援、また、家族等への支援を継続して取り組む必要があります。</p>		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>高次脳機能障害者等への支援件数の増加（3,000件）</p> <p>(令和3年度：2,785件、令和4年度：2,892件、令和5年度：3,000件)</p> <p>(参考) 令和2年度実績：2,677件 令和元年度実績：2,643件</p>	<p>主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</p>	<p>脳損傷者が急性期、回復期の医療から退院し、地域生活に戻るとき、感染拡大防止対策下では、基本的日常生活の成立と支援体制の整備にとどまっている場合があります。</p> <p>社会的役割の実現、就労の達成などのニーズを発見し支援することで、当事者、家族の望む生活が得られます。</p> <p>また、当事者への対応に苦慮している家族に対する支援の強化も必要です。</p>
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>障害当事者、家族の直接の相談支援と、高次脳機能障害（※）者支援センターが主催、協力する各区での研修会に加え、WEBなどの様々な媒体を活用し、地域へ情報発信をします。具体的な相談のニーズに対する、関係機関への支援者支援と技術提供、家族等への小規模セミナーなどを実施します。</p> <p>(※主に脳の損傷によって起こされる。その症状は多岐にわたり、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害等で脳の損傷部位によって特徴が出る。)</p>		

③ 障害者が身近な場所で障害者スポーツに取り組める環境の整備

ア 公益的使命③	障害者が身近な地域でスポーツに取り組める社会の実現						
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	これまでの取組を通じ、障害者スポーツの支援環境は各区で一定レベルの整備ができました。今後は地域の障害者施設（日中活動の場）への支援強化を図り、障害者がスポーツに親しむ機会を拡大することが課題です。						
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>市内 108 か所の障害者福祉施設にスポーツ・レクリエーションの支援（下記具体的取組の1～4等）を実施</p> <p>【年度ごと目標値】 （各区計 18 か所の中途障害者地域活動センターを起点として支援を実施） 令和3年度：新たに 18 か所 令和4年度：新たに 36 か所 令和5年度：新たに 36 か所 計：108 か所で支援実施</p> <p>（参考） 令和2年度実績： 市内 12 区において、自主的に障害者スポーツのプログラムを実施する環境を整備</p>	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	<p>障害者のスポーツ実施率向上に貢献するために、地域の拠点である地域活動ホーム、多機能型拠点、生活支援センター、中途障害者地域活動センターを起点に支援の輪を広げます。</p> <p>これまでの実績を踏まえ各区中途障害者活動センター18か所のベースを起点とし、1年目は各区に最低1か所（18か所）、2年目及び3年目はそれぞれ新規2か所（計72か所）を加え、累計108か所（各区6か所）の支援を目標とします。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="113 853 379 969">主要目標達成に向けた具体的取組</td> <td data-bbox="379 853 437 969">団体</td> <td data-bbox="437 853 1482 969"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障害者福祉施設内での直接的なスポーツ指導（出張指導） 2. 施設職員や支援者を対象とした障害者スポーツ啓発研修 3. 横浜ラポール・ラポール上大岡での体験会（施設利用支援） 4. 横浜市障がい者スポーツ指導者協議会指導者等の活用（協働） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="113 969 379 1057">主要目標達成に向けた具体的取組</td> <td data-bbox="379 969 437 1057">市</td> <td data-bbox="437 969 1482 1057">目標実現に向けて、関係機関との連携を積極的にサポートし、予算の確保に努めます。</td> </tr> </table>	主要目標達成に向けた具体的取組		団体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害者福祉施設内での直接的なスポーツ指導（出張指導） 2. 施設職員や支援者を対象とした障害者スポーツ啓発研修 3. 横浜ラポール・ラポール上大岡での体験会（施設利用支援） 4. 横浜市障がい者スポーツ指導者協議会指導者等の活用（協働） 	主要目標達成に向けた具体的取組	市	目標実現に向けて、関係機関との連携を積極的にサポートし、予算の確保に努めます。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害者福祉施設内での直接的なスポーツ指導（出張指導） 2. 施設職員や支援者を対象とした障害者スポーツ啓発研修 3. 横浜ラポール・ラポール上大岡での体験会（施設利用支援） 4. 横浜市障がい者スポーツ指導者協議会指導者等の活用（協働） 					
主要目標達成に向けた具体的取組	市	目標実現に向けて、関係機関との連携を積極的にサポートし、予算の確保に努めます。					

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	安定的かつ自立的な団体運営のため、引き続き経費の削減に取り組む必要があります。						
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<p>事務費の削減（対令和2年度比10%削減） （令和3年度：71,466千円（△3%）、令和4年度：69,001千円（△7%）、令和5年度66,537千円（△10%））</p> <p>（参考） 令和2年度実績：73,930千円 ・リハセンター：26,992千円 ・戸塚センター：8,863千円 ・北部センター：8,542千円 ・西部センター：7,244千円 ・港南センター：5,619千円 ・ラポール：16,670千円</p>	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	<p>事務費の中身を精査し、健康診断等福利厚生費・リース料・保守料・損害保険料等の削減困難な費用を対象から除外し、消耗品費・備品費・通信運搬費・被服費・印刷製本費等、法人の努力により削減可能な費用を目標に設定しました。</p> <p>引き続き削減に取り組むことで、財務の面から安定的かつ自立的な法人運営を継続することが可能となります。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="113 1715 379 1832">主要目標達成に向けた具体的取組</td> <td data-bbox="379 1715 437 1832">団体</td> <td data-bbox="437 1715 1482 1832">各事業における事務作業内容を振り返って、継続的に効率化をすすめるとともに、消耗品費、備品費等といった事務費の削減を図り、指定管理料縮減につなげていきます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="113 1832 379 1899">主要目標達成に向けた具体的取組</td> <td data-bbox="379 1832 437 1899">市</td> <td data-bbox="437 1832 1482 1899">本市における事務費削減の取組の共有等、適宜助言を行い、目標達成を支援します。</td> </tr> </table>	主要目標達成に向けた具体的取組		団体	各事業における事務作業内容を振り返って、継続的に効率化をすすめるとともに、消耗品費、備品費等といった事務費の削減を図り、指定管理料縮減につなげていきます。	主要目標達成に向けた具体的取組	市	本市における事務費削減の取組の共有等、適宜助言を行い、目標達成を支援します。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	各事業における事務作業内容を振り返って、継続的に効率化をすすめるとともに、消耗品費、備品費等といった事務費の削減を図り、指定管理料縮減につなげていきます。					
主要目標達成に向けた具体的取組	市	本市における事務費削減の取組の共有等、適宜助言を行い、目標達成を支援します。					

(3) 人事・組織に関する取組

<p>ア 人事・組織に関する課題</p>	<p>これまで、人事考課制度と MB0 を連動させ職員の能力や実績等を適正に評価するとともに、処遇に反映する独自の人事給与制度を導入し、計画的・組織的な人材育成を図っています。 一方で団体設立から 30 年以上経過し、今後定年退職者が増える中でも、定期職員採用試験実施時の応募者が近年減少しており（職種によっては横ばい傾向）、質の高い人材を確保するため、採用活動の見直す必要があります。</p>		
<p>イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標</p>	<p>定期職員採用試験（社福・保育士）の応募者の増加（対令和 2 年度比 1.5 倍（47 人）） （令和 3 年度：プロジェクトの立ち上げ、令和 4 年度、プロジェクトの拡大、令和 5 年度：定期職員採用試験の応募者 47 人の達成） ----- （参考） 令和 2 年度実績：31 人</p>	<p>主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係</p>	<p>採用活動等の改善を図ることで、より多くの応募者の中から、将来を担うことのできる人材を選考することで、世代交代を進めながらも、質の高い専門的なサービスの提供を維持していくことが期待できます。</p>
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>団体</p>	<p>定期職員採用試験の応募者の増加に向けて、各専門職種に応じたより効果的な採用活動を実施するため、人事担当部署と専門職種の職員等で構成したプロジェクトを新たに立ち上げ、多面的な採用活動を実施していきます。 また、採用活動や選考方法の改善を図るとともに、実習生や学生ボランティアの受け入れについて、体系化し積極的に推進していきます。 令和 3 年度：採用プロジェクトの立ち上げ、就職相談会の新規開催 令和 4 年度：採用プロジェクトの拡大、実習・ボランティア受け入れの体系化 令和 5 年度：定期採用試験（※社福・保育士）応募者の令和 2 年度比 1.5 倍を達成 ※団体の職員 518 名（25 職種）中、社福・保育士が計 232 名を在籍しており、全体の 44% を占めています。また、毎年定期採用試験を実施しているのはこの 2 職種のみです。</p>	
	<p>市</p>	<p>本市における採用活動の取組の共有等、適宜助言を行い、目標達成を支援します。</p>	

<p>横浜市外郭団体等経営向上委員会答申</p>				
<p>総合評価分類</p>	<p>引き続き取組を推進／ 団体経営は順調に推移</p>	<p>事業進捗・ 環境変化等に留意</p>	<p>取組の強化や 課題への対応が必要</p>	<p>団体経営の方向性の 見直しが必要</p>
<p>委員会からの 助言・意見</p>	<p>コロナ禍により、「公益的使命の達成に向けた取組」の「障害児支援の充実」「高次脳機能障害者への支援強化」の取組が「未達成」となっている。 現状を捉えて目標設定を見直したことは評価できる。今後は、今回設定した目標達成に向けて精力的に取り組むとともに、次期協約に向けては引き続き、事業の効果や成果を評価できるより適切な指標を検討してほしい。</p>			
<p>団体経営の方向性 （団体分類）</p>	<p>引き続き経営の向上に取り組む団体</p>			

協 約 等 (案)

団体名	公益財団法人横浜市総合保健医療財団
所管課	健康福祉局保健事業課
団体に対する市の関与方針	経営に積極的な関与を行う団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	要介護高齢者、認知症高齢者等の要援護高齢者及び精神障害者等が住み慣れた地域社会で在宅生活を維持するための援助並びにこれらの人々を支えている地域医療等への支援を行い、もって市民の保健、医療及び福祉の向上並びに健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。
(2) 設立以降の環境の 変化等	平成4年の設立以降、平成12年には介護の社会化を目的とする「介護保険法」が施行され、また、平成18年には身体、知的、精神障害者に対する福祉サービスを一元的に提供する「障害者自立支援法」(その後「障害者総合支援法」に移行)が施行されるなど、社会環境は大きく変化している。この間、高齢化により認知症高齢者が増加し、障害者等の要支援者も増加している。
(3) 上記(1)・(2)を踏まえ た今後の公益的使命	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的施設の指定管理業務受託者であることを踏まえ、横浜市の施策動向と当財団の向かうべき方向を一致させ、モデル的役割を果たしていくとともに、民間事業者の担いづら部分等を担うなど、公益的役割及び事業の特色を明確にしながら、社会環境の変化と新たな市民ニーズに対応し、設立目的を果たしていくことを目指す。 ・ 具体的には、認知症を発症した後も地域で理解され支えられ見守られる共生社会を実現していくことや、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」(精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育等が包括的に確保されたシステム)の構築に寄与していくことなどを旨とする。

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考(前期協約の 団体経営の方向性)	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営 の方向性の変更の有無	有 ・ 無		
(3) 団体経営の方向性の 分類変更理由			
(4) 協約期間	令和3年度～5年度	協約期間設定 の考え方	前協約の期間と同期間

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 認知症者支援

ア 公益的使命①	専門性が必要な認知症鑑別診断や診断後の支援を行うとともに、地域の様々な支援機関とも連携し、認知症を発症した後も、地域で理解され支えられ見守られる共生社会を実現する。	
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	2025年には高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれている中、「高齢夫婦世帯」及び「高齢単独世帯」の割合も大幅に増加する等、家族だけで認知症の人を支えることはますます困難になっていく。また、認知症当事者の発信から、認知症になっても社会的なつながりを保ち、役割を果たす機会があることが重要であることも解ってきた。これらの課題を解決するためには、早期診断・早期支援を実現して認知症の重度化を防ぐとともに、認知症の人が正しく理解され、その人らしさや尊厳が最期まで尊重される社会を構築する必要がある。	
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>①認知症の鑑別診断件数</p> <p>【目標数値】</p> <p>年間1,100件以上</p> <p>②若年性認知症者への支援の拡充</p> <p>【目標水準】</p> <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症外来の制度設計及び試行 <p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症外来の本格実施 <p>令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症外来でのニーズ把握を踏まえた支援の開拓と拡充 <p>-----</p> <p>(参考) 令和2年度実績</p> <p>鑑別診断件数：986件</p> <p>65歳未満の認知症等鑑別診断件数：25人</p>	<p>主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症者支援の開始には、認知機能低下を引き起こす認知症以外の疾患を除外し、認知症の種別を決定する鑑別診断が欠かせないため、複数の認知症専門医が高度検査機器を活用して、市内最多かつ専門性が高い鑑別診断を提供する。また、鑑別診断の結果として、医療と介護に渡る支援計画を本人・家族・医療機関に対して提供し、必要時は文書や電話でフォローアップすることで、急増する認知症者を地域のかかりつけ医が地域の関係機関と協働で支えられる体制づくりに寄与する。 ・若年性認知症は、40～60代の働き盛りに発症することも多く、診断がつく頃には職業生活に支障をきたしており、社会的な行き場や役割を失う事が多い。診断の受け止めや支援につながるまでの空白期間にどう関わるかが最も重要である。若年性認知症外来は、若年性認知症支援コーディネーターと連携し、社会参加や役割の維持・獲得の場を作る。併せて共通の悩みを持つ当事者同士の交流や活動の場づくりを支援する。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に特化した精神科外来で、全国有数の年間1,100件以上の鑑別診断を実施する。 ・MRI・CT・RI等の高度医療機器を有効に活用するとともに、人材を認知症専門外来に集約することで、効率的な検査実施体制を構築します。また、引き続き、常勤及び非常勤の認知症専門医の確保に取り組む。 ・併せて、その診断結果をかかりつけ医にフィードバックし、必要時はフォローアップもすることで、適切な医療や介護が地域で受け続けられるよう、かかりつけ医との連携体制を強化していく。 ・また、認知症の専門機関として行う各種の研修会や講演会等を通して、認知症に関する啓発を続け、市民に対し新たな知見も提供していく。
	市	<p>市内の関係課間で連携をとり、事業実施状況の共有及び必要に応じた助言等を行っていきます。</p>

② 高齢者支援

ア 公益的使命②	精神科病院に長期入院したまま高齢化し要介護状態になった精神障害者の地域移行を実現する。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市民で1年間以上の精神科病院への長期入院精神障害者は2,176人で、その内65歳以上は1,112人（2019年度患者調査）である。要介護状態の方は、過去の調査から推定するとその54.9%の、約610人程度と考えられる。 ・長期入院や高齢精神障害者の死亡退院の問題は重要な社会的課題であるが、地域移行を担う障害福祉の分野では、高齢精神障害者でかつ介護が必要な方への支援を行える事業所は少なく、その一方で、高齢者支援を担う介護保険施設で長期入院精神障害者を受け入れている施設は極めてまれである。高齢でかつ要介護状態の精神障害者は、障害福祉と介護保険の制度の狭間に陥り、益々地域移行が困難となっている。 		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	精神科病院から介護老人保健施設へ受け入れる利用者数 【目標数値】 （※年間の実人数） 令和3年度 4人 令和4年度 5人 令和5年度 6人 ----- （参考）令和2年度精神科病院からの受け入れた利用者の実績： 0人	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の精神障害者を当センターの介護老人保健施設で受け入れてきたこれまでの実践を踏まえて、精神障害者支援施設とも連携し、各々の事業と人材、ノウハウを活用し合い、取り組みが必ずしも容易でない長期入院要介護精神障害者の地域移行に取り組む。 ・その中で、特に中間施設でのリハビリ等が必要な方等については、介護老人保健施設で受入れ、アセスメントと介護保険のサービスや事業所とのマッチングを行うことで、長期入院・高齢・要介護精神障害者の地域移行につなげる。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体 <ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院に対しては訪問し「長期入院・高齢・要介護精神障害者の地域移行」が重要な社会的課題であることを共有し、患者紹介や家族調整等の協力を依頼する。 ・介護老人保健施設の職員に対しては、長期入院精神障害者を理解するための研修を実施し、長期入院・高齢・要介護精神障害者を受入れて適切に介護できる人材を養成する。 ・精神障害者支援施設の職員に対しては、介護老人保健施設への入所中も精神障害者支援施設の職員が介護老人保健施設の職員と連携して支援できる仕組みを構築するとともに、高齢者への介護を理解し、高齢者施設の職員との連携ができる職員を養成する。 		

③ 精神障害者支援

ア 公益的使命②	精神障害者のリカバリー（障害を抱えながらも希望や自尊心をもち自立し意味のある生活を送ることが推進され、本人が主体的に人生を選択し、地域のなかで暮らしていくことができる社会を目指して取組を進める。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）の対象者の支援に関わる知識、技術を更に高めていく必要がある。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	障害福祉サービス又は精神科デイケアにおいて医療観察法等の対象者を毎年1人以上（実人数）受け入れる ----- （参考）令和2年度実績： 就労定着支援1件、宿泊型自立訓練および自立訓練（生活訓練）1件	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	支援が困難な医療観察法等の対象者の支援は社会的な課題であり、国や市が目指す共生社会という観点からも公益的に取り組むべき課題である。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体 横浜保護観察所の社会復帰調整官と密な連携を図りつつ、受入れを行っていく。		

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	公益財団法人として安定した経営を継続していくため、収支バランスのとれた健全な財務状況を実現する必要がある。				
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	一般正味財産期末残高(特定費用準備資金への充当額及び特定資産評価損益等を除く)について前年度決算額を維持 ----- (参考) 令和2年度実績: 元年度の期末残高を維持 (6,140円の増加)	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	一般正味財産は、返済義務のない自己資本であり、公益財団法人の安定した経営状況や健全な財務状況を表す最もふさわしい指標であるため。(但し、特定費用準備資金は特定の目的のために取り崩す資産なので指標には含まない。)		
	主要目標達成に向けた具体的取組			<table border="1"> <tr> <td>団体</td> <td>各部門において、利用料金等の収入確保と経費の削減をより一層進める。各年度で剰余金が発生する場合は特定費用準備資金等に積み立て、収支バランスのとれた財務状況を実現する。</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>業務監察等を通して、必要な指導・監督を行っていきます。</td> </tr> </table>	団体
団体	各部門において、利用料金等の収入確保と経費の削減をより一層進める。各年度で剰余金が発生する場合は特定費用準備資金等に積み立て、収支バランスのとれた財務状況を実現する。				
市	業務監察等を通して、必要な指導・監督を行っていきます。				

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	社会の要請に応え財団の公益的使命を果たせるよう、全ての雇用形態の固有職員に対して組織的に人材育成を進め、自ら学び成長する職員を育成することにより、財団の運営基盤をより一層強化していく必要がある。				
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	改定した人材育成プランに基づく組織的な人材育成の推進及び嘱託・パート職員を対象とした人材育成プランの策定・実施 【目標水準】 令和3年度 ・嘱託・パート職員の人材育成プランの策定 令和4年度 ・同プランに基づく取組開始、Self Development(自己開発)の支援内容・方法の検討 令和5年度 ・Self Development支援の実施 ----- (参考) 令和2年度実績: 人材育成プラン(正規職員対象)の改定	主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係	正規職員の人材育成体系を明確にし、組織的に人材育成を進めるために人材育成プランの改定を行ったものあり、これに基づく取組を進めるとともに、嘱託・パート職員を対象としたプランを策定・実施することにより、全ての雇用形態の固有職員に対して組織的に人材育成を進めることができる。		
	主要目標達成に向けた具体的取組			<table border="1"> <tr> <td>団体</td> <td>改定・策定した人材育成プランに基づく取組を組織的・計画的に進めていく。</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>市が実施する研修の内、財団職員が参加可能なものについては適切な情報提供を行うとともに、業務監察等を通して、必要な指導・監督を行っていきます。</td> </tr> </table>	団体
団体	改定・策定した人材育成プランに基づく取組を組織的・計画的に進めていく。				
市	市が実施する研修の内、財団職員が参加可能なものについては適切な情報提供を行うとともに、業務監察等を通して、必要な指導・監督を行っていきます。				

横浜市外郭団体等経営向上委員会答申

総合評価分類	引き続き取組を推進／ 団体経営は順調に推移	事業進捗・ 環境変化等に留意	取組の強化や 課題への対応が必要	団体経営の方向性の 見直しが必要
委員会からの 助言・意見	コロナ禍により、「公益的使命の達成に向けた取組」の「認知症者支援」の目標が「未達成」となっている。 新協約では若年性認知症者への支援の拡充や医療観察法対象者支援など新たな目標を掲げており、引き続き取組を推進してもらいたい。			
団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体			

【変更案】 協 約 等 （案）

団体名	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
所管課	健康福祉局福祉保健課
団体に対する市の関与方針	経営に積極的な関与を行う団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	<p>・地域住民の参加を促進し、横浜市全域における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としています。</p> <p>・昭和26年に任意団体として設立、昭和28年に社会福祉法人として設立認可されました。</p> <p>・横浜市内の民生委員・児童委員、自治会町内会、社会福祉法人・施設、ボランティア団体などが会員として参加している協議体組織で、事務局として職員が勤務しています。</p> <p>(参考) 区社会福祉協議会（以下、区社協）の設立目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区社協は、区域における地域福祉を推進することを目的としています。 ・昭和26年に任意団体として設立、平成7年には全区社協が社会福祉法人となりました。 ・区内の民生委員・児童委員、自治会町内会、社会福祉法人・施設、ボランティア団体、地区社会福祉協議会（以下、地区社協）などが会員として参加している協議体組織で、横浜市社会福祉協議会（以下、市社協）からの派遣職員が事務局を担っています。 ・なお、区社協の法人化は、平成2年に国の審議会報告書で方向性が示されるなどの動きもあり、全国的に進んだものであり、また、横浜市の総合計画でもその推進が明記され、取り組まれました。
(2) 設立以降の環境の変化等	<p>・少子高齢化の進展、雇用形態の多様化、世帯構成の変化、地域のつながりの希薄化などを背景に、支援を必要とする高齢・障害・生活困窮者等が増加しています。また、引きこもりや生活困窮等の支援を要する子ども・若者の増加や、社会的孤立といった新たな課題が顕在化し、分野別の公的支援制度では解決が難しい複合的な課題も浮き彫りになっています。</p> <p>・こうした中で、課題を抱えながら地域で生活する方を、深刻な状況になる前に発見し支えるために、地域や近隣による見守り・支え合いを推進し、地域社会の中で課題を解決する取組を一層進めることが必要です。また、地域によっては、自治会町内会圏域ごとに状況が異なることがあり、より身近な圏域での支え合いの取組が有効です。</p> <p>・一方で、自治会・町内会の加入率の低下、ボランティア組織の高齢化などから、地域の担い手の減少が進んでいます。そこで、地域福祉の担い手として期待される社会福祉法人・施設はもとより、企業、NPOなど福祉分野に限らない様々な主体との連携も積極的に進め、また、住民参加の多様な方法を検討する必要があります。</p> <p>・さらに、認知症高齢者の増加、要介護高齢者や障害者の生活の地域移行が進む中で、一人ひとりの暮らしが切れ目なく支えられ、守られるよう、地域における権利擁護の取組を一層進める必要があります。国においても、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、29年には基本計画を閣議決定するなど、その重要度は非常に高まっています。</p> <p>【変更案（追記）】</p> <p>・コロナ禍は企業や社会福祉法人等の事業活動にも影響を及ぼしており、企業の地域貢献や社会福祉法人等の公益的取組が進みづらい状況になっています。</p> <p>こうした状況を踏まえ、様々な主体による地域貢献活動を通じて包括的な支援体制を進めるためにも、コロナ禍における企業や法人の公益的取組の好事例を共有することなどにより、企業や法人による地域支援を推進していく必要性が高まっています。</p>
(3) 上記(1)・(2)を踏まえた今後の公益的使命	<p>地域の福祉関係者や社会福祉施設により構成される本会の特徴や、これまで培った様々な機関・団体とのネットワークや実践ノウハウを十分に生かして、行政、地域ケアプラザ（以下、ケアプラザ）等と連携しながら、地域福祉推進に向けた取組を進めていきます。</p> <p>①より身近な地域における困りごとの早期発見や地域状況に応じた解決の取組を進めます。</p> <p>②地域活動における連携主体の拡充や多様な住民参加の仕組みづくりを進めます。</p> <p>③高齢者や障害者の地域生活を支援するため、権利擁護を推進します。</p>

2 団体経営の方向性等

(1) 団体経営の方向性（団体分類）	引き続き公益的使命の達成に取り組む団体	参考（前期協約の団体経営の方向性）	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営の方向性の変更の有無	有 ・ 無		
(3) 団体経営の方向性の分類変更理由	-		
(4) 協約期間	令和元年度～令和5年度	協約期間設定の考え方	第4期市地域福祉保健計画及び市社協長期ビジョン2025中期計画(2019～2023年度)と計画期間を合わせるため

3 目標等

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 身近な地域の見守り・支え合い活動の推進

<p>ア 公益的使命①</p>	<p>より身近な地域における困りごとの早期発見や地域状況に応じた解決の取組を進めます。</p>		
<p>イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等</p>	<p>区社協やケアプラザが、様々な事業や日頃の相談対応の中で把握した共通の個別課題を地域課題として捉え、その解決のために、地域の集まりである地区社協や連合町内会を支援する形で、住民活動の促進を図っています。こうした取組等により、地域福祉による課題解決が一定程度進んでいるものの、取組状況について、地域によって差があることや、より身近な圏域での必要な住民活動が不足している状況があるなど、地域状況を踏まえた住民活動を広げていくことが必要です。そのためには、①地区社協(※)が、自ら見守り活動や交流の場の開催など具体的な活動を実施するだけでなく、単位自治会などによるより身近な圏域での活動をサポートする主体としても、一層力を発揮していくことが必要です。</p> <p>※地区社協は、固有の事務局職員を持たない住民主体の支援組織(地域組織)であり、概ね連合町内会単位で設置されています。</p> <p>②行政・社協・ケアプラザが、さまざまな取組事例から課題解決に必要な視点や支援手法を学び、地区社協等と連携しながら、住民による課題解決を効果的に支援することが必要です。</p> <p>【現行】 ③地域住民が気軽に参加・交流できるつながりの場、困りごとの早期発見につながる見守りの場、多様性の理解や課題を「我が事」として捉える意識醸成の機会の場など、地域における支援体制の基盤となる「居場所づくり」を一層推進する必要があります。</p> <p>【変更案】 ③地域住民が気軽に参加・交流できるつながりの場、困りごとの早期発見につながる見守りの場、多様性の理解や課題を「我が事」として捉える意識醸成の機会の場など、地域における支援体制の基盤となる「居場所づくり」を進めていますが、<u>新型コロナウイルスの影響により、従来のような地域活動が難しくなっている一方、生活困窮状態にある方々が孤立しやすくなっているという課題もあります。</u></p> <p><u>このため、それぞれの地域の実情に応じた工夫を凝らし、新たな方法での見守りの目を増やしていくことの重要性が増しています。</u></p> <p>【これまでの取組】 ・「地区社協のてびき」の改訂を通じて、地区社協の目的や必要な活動を明確化し、研修会等の実施を通じて共有を図るなど、地区社協を支援しました。 ・平成25年度から、「身近な地域をつながり・支えあい活動推進事業」(以下、身近事業)を推進し、個別支援と地域支援の一体的な支援、住民による個別支援と専門職による個別支援の双方の充実、困りごとを解決する仕組みづくりに取り組んでいます。 ・平成28年度から、「生活支援体制整備事業」を推進するため、横浜市から区社協に、第1層「生活支援コーディネーター」を配置し、ケアプラザに配置された第2層「生活支援コーディネーター」の支援を行っています。 ・平成30年度には、横浜市と協力して、「第4期横浜市地域福祉保健計画(2019年度～2023年度)」(以下、第4期市地福計画)を策定しました。</p>		
<p>ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標</p>	<p>①地区社協の取組強化 [目標] (ア)区社協による地区社協への相談・支援の実施(随時及び年1回全地区社協に対する個別相談) (イ)市社協による地区社協検討会・全体会の実施(検討会年3回、全体会年1回)</p> <p>②行政・社協・ケアプラザによる効果的な地域支援の実施 [目標] (ア)行政、区社協、ケアプラザ職員を対象とした、既存事例集を活用した研修の実施(6区×3年)、新たな実践事例集の発行、新たな事例集を活用した研修プログラムの構築・実施 (イ)区社協、ケアプラザ職員を対象とした、各区で抱えている困難案件に対する事例相談会の実施</p> <p>③高齢者・障害者・子どもなど対象や世代を限定しない地域の居場所づくりの促進 [目標] 対象や世代を限定しない地域の居場所 4,000か所 (単年度目標:3,440、3,580、3,720、3,860) ----- (参考)30年度実績</p> <p>①相談支援に活用する様式整備、共通課題検討の仕組み(地区社協検討会・全体会)の構築。</p> <p>②身近事業事例集を発行(H30.3)。関係機関等に周知</p>	<p>主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</p>	<p>①概ね地区連合町内会圏域で設置されている地区社協への支援を通じて、地区社協が中心となった圏域内における身近な地域での取組創出が促進されます。</p> <p>②課題解決に必要な視点や手法について支援機関で検討を行い、これに基づき地域支援を進めることで、市全域で住民活動を中心とした見守り・支え合いが進み、地域によって取組に差がある状況が解消(緩和)されます。</p> <p>③対象や世代を限定しない居場所が増えることで、居場所をきっかけとした地域のつながりや支え合い活動の促進が図られます。また、見守りの機会が増加し、困りごとの早期発見につながります。</p>

	<p>を行うとともに事例集を用いた研修を開催。(担当者会議：65名、Co 共通研修：447名)</p>		
	<p>③対象や世代を限定しない地域の居場所 3,303か所</p>		
<p>主要目標達成に向けた具体的な取組</p>	<p>【地区社協の取組強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区社協は、行政・ケアプラザと連携し、日常的に地区社協（全256地区）への相談支援を行います。 ・市社協は、地区社協が連携体制の構築や課題解決手法を十分に確保できるよう、各区から地区社協の代表が集まり、地区社協の活動状況を共有し、共通する課題の解決に向けた検討を行う地区社協検討会や、地区社協活動の大切にすべきことを共有し、活動の推進につなげることを目的に地区社協の担い手向けの全体会を実施します。 ・全地区社協に対して活動補助金を交付し、活動促進を図ります。 <p>【行政・社協・ケアプラザによる効果的な地域支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民活動への支援事例の集約、事例集の発行、支援機関向け研修、実践事例発表の場の開催などにより、取組に必要な視点や手法について、行政・ケアプラザなどの支援機関と共有し、支援体制の充実を図ります。 ・市社協は、地域支援の中核的な機能を担うケアプラザを運営するとともに、市地域ケアプラザ分科会の開催を通じて、市内全ケアプラザの運営支援を行います。 <p>【高齢者・障害者・子どもなど対象や世代を限定しない地域の居場所づくりの促進】</p> <p>【現行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市・区社協が、事例の発信やふれあい助成金事業による助成を行いながら、対象を限定しない全対象型・全世代型の居場所づくりを、ケアプラザと連携し進めます。 <p>【変更案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市・区社協が、事例の発信やふれあい助成金事業による助成を行いながら、対象を限定しない全対象型・全世代型の居場所づくりに引き続き取り組みます。 ・<u>コロナ禍により休止していた活動再開に向けた支援を行い、着実に再開してきています。また、地域の創意工夫を支援することにより、これまでの居場所とは異なる形式の活動も増えつつあり、目標達成に向けて引き続き、取組を進めます。</u> ・<u>支援者・地域活動者向けに作成したガイドラインを用いて、地域における支援体制の基盤となる「居場所づくり」に向けて引き続き、ケアプラザと連携し進めます。</u> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区社協がケアプラザと連携しながら、制度のはざまにある生活課題などを地域の中で把握・調整し、住民活動を含む地域の支え合いにより解決する「身近事業」を引き続き展開します。 ・区社協の第1層生活支援コーディネーターが各地域の取組状況を把握し、区域・市域で共有しつつ、ケアプラザの第2層コーディネーターを総合的に支援しながら生活支援体制整備事業を進めます。 ・地域福祉保健計画について、市社協は第4期市地福計画の推進を通じて、市域における課題解決に必要な取組を実施するとともに、「区地域福祉保健計画・地区別計画（2021～2025）」（以下、区地福計画・地区別計画）の策定・推進を支援します。区社協は共同事務局及び区役所地区別支援チームの一員として、区地福計画・地区別計画の策定・推進を通じて、地域の支援体制づくり、課題解決の仕組みづくりを進めます。 	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業推進方針の策定、及び市レベル生活支援体制整備推進会議の開催や研修の実施等を通じた、生活支援コーディネーターへの総合的な支援を行います。 ・区地福計画・地区別計画の策定・推進に、区・区社協・ケアプラザと取り組むとともに、区・区社協・ケアプラザが地区別計画の支援を通じて身近な圏域を意識した地域支援に取り組めるよう、支援を行います。 <p>また、身近な地域の見守り・支え合い活動が推進されるよう、区域・地域では解決できない課題を検討し、市域における取組を進めます。</p>	

② 連携主体の拡充や多様な住民参加の仕組みづくり

<p>ア 公益的使命②</p>	<p>地域活動における連携主体の拡充や多様な住民参加の仕組みづくりを進めます。</p>
<p>イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等</p>	<p>・多様化・複合化する課題や担い手の減少を背景に、地域住民や団体との連携だけでは課題解決が難しい状況となっており、社会福祉法人・施設の専門的な知識・ノウハウや、企業が持つ資源を、住民活動と連携させていくことが必要となっています。</p> <p>・社会福祉法人においては、平成28年の社会福祉法改正により「地域における公益的な取組」の実施が責務として規定され、地域貢献活動が広がりを見せつつあります。また、企業においても、社会貢献の動きが定着しつつあり、大企業だけではなく中小企業へと広がりをみせています。</p> <p>・しかしながら、社会福祉法人や企業等が自主的に地域貢献活動に取り組もうとしても、地域のニーズを把握できず、具体的な活動へつながりにくいことや、地域側もどのような活動を求めてよいかわからないといった状況があります。</p> <p>【変更案（追記）】</p> <p>・さらには、コロナ禍により企業の地域貢献や法人等の公益的取組にも影響を及ぼしています。コロナ禍における企業や法人の公益的取組の活動事例を共有し、企業や法人による地域支援を進めていく必要性が高まっています。</p> <p>・また、令和元年度の寄付・遺贈に関する「相談窓口」設置や、クレジット決済による寄付受入開始等が定着したことなどにより、市民や企業からの相談が増加しています。</p> <p>・市社協では、横浜における寄付文化の醸成が多くの方にわかりやすく共感をもって伝わるよう、コンセプト「ヨコ寄付（ヨコハマで、すぐヨコの人を支えるヨコ寄付）」を定め、寄付が支えあいの活動の1つであることを発信しています。</p> <p>寄付金額の多寡にかかわらず、多くの市民が寄付活動を通じて「地域活動・福祉活動」に参加することによって、支えあいの地域づくりを進めていく必要があります。</p> <p>・また、市民の中には、地域活動に協力する意欲があっても、時間の制約などで活動が難しい人も多いことから、ライフスタイルの多様性に応じた参加・協働を促進する必要があります。</p> <p>【社会福祉法人・施設、企業の貢献事例】</p> <p>社会福祉法人・施設 自宅で入浴が困難な重度障害児のニーズを区社協が把握し、これを特別養護老人ホームに相談・調整することで、ホームの風呂の空き時間を利用した入浴支援につなげました。</p> <p>企業 市社協、(株)セブン-イレブン・ジャパンと横浜市で3者協定を締結し、1年間で生活用品や食品など2,500箱以上の寄贈を受け、また、保管場所や配分については福祉施設等の協力も得ながら、高齢・障害支援団体等へお届けする取組を開始させました。</p>

<p>ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標</p>	<p>①社会福祉法人現況報告書に地域における公益的な取組を掲載している法人数 200 法人 (単年度目標：145、170、185、195)</p> <p>②企業の地域貢献活動への相談・提案件数 450 件/年 (単年度目標：360、375、390、420)</p> <p>【現行】</p> <p>③寄付・遺贈に関する総合相談窓口の設置及び寄付文化の醸成の推進(市社協) (単年度目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄付・遺贈の相談窓口設置(R元～) ・市民向けセミナーの開催(R元) ・寄付者への寄付後のフォロー強化(R元～) ・市民向け新たな広報媒体の検討・実施(R2～) ・寄付活用方法の企画検討(R3～) <p>【変更案】</p> <p>③寄付・遺贈に関する総合相談窓口の設置及び寄付文化の醸成の推進(市社協) (単年度目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄付・遺贈の相談窓口設置(R元～) ・市民向けセミナーの開催(R元) ・寄付者への寄付後のフォロー強化(R元～) ・市民向け新たな広報媒体の検討・実施(R2～) ・寄付活用方法の企画検討(R3～) <p>(ア)相談件数 110 件 (単年度目標: 3年度:91、4年度:100)</p> <p>(イ)寄付件数 157 件 (単年度目標: 3年度:130、4年度:143)</p> <hr/> <p>(参考)実績</p> <p>①30年度:115法人</p> <p>②30年度:345件</p> <p>【現行】</p> <p>③未設置</p> <p>【変更案】</p> <p>③-(ア)30年度:80件</p> <p>③-(イ)30年度:117件</p> <p>③未設置</p>	<p>主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</p>	<p>①平成 31 年 4 月 1 日時点で横浜市が所轄庁となる市内の社会福祉法人(※)は 268 法人です。約 7 割の法人が地域における公益的な取組を実施することで、地域課題への取組が活性化することで、未実施の法人をけん引する効果が見込まれます。</p> <p>※主たる事務所が市内にあり、神奈川県圏域の中で活動している法人</p> <p>②企業が持つ人材、ノウハウ、設備等の資源を効果的・効率的に地域につなげることで、地域課題の解決に向けた取組をより一層推進することができます。</p> <p>【現行】</p> <p>③相談窓口を設置し、寄付文化の醸成に取り組むことで、寄付が地域の支え合いの活動の一つであることが広く周知され、市民の地域活動への参加の裾野が広がります。</p> <p>【変更案】</p> <p>③相談窓口の周知にとどまらず、令和元年度から取り組んだ寄付募集や成果の発信に引き続き取り組み、常時寄付の相談対応や受付を行います。 これにより、市民の地域活動への参加の裾野が広がるとともに、団体活動の継続や生活に課題のある方々への支援につながります。</p>
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>【社会福祉法人・施設、企業の地域貢献活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市・区社協が、社会福祉法人・施設と地域ニーズをつなぐコーディネート体制の整備をモデル実施し、実施内容を市・区社協等で共有することで社会福祉法人・施設による地域支援をより一層進めます。 ・社会福祉法人・施設の相談窓口として、各区社協に担当を定めます。 ・高齢・保育・障害など分野ごとに実施する部会活動を通じた事例共有を行います。さらに、連携事例の報告の場として市域のフォーラムを開催し、地域住民に対しても広く取組を共有します。 ・横浜市との協定に基づき市社協が「横浜地域協議会」を運営し、社会福祉法人の公益的な取組を推進します。 ・市社協が、企業と連携した取組事例を活用し、企業、ケアプラザ向けに研修を実施するなど、企業とケアプラザ等との交流の場を設け、地域と企業の連携事例やノウハウを紹介し、地域貢献活動のより一層の展開をはかります。また、区社協に対してノウハウや実践事例、関連情報の提供を行い、企業の地域貢献活動に対する区社協のコーディネート機能を強化します。 <p>【寄付・遺贈に関する総合相談窓口の設置及び寄付文化の醸成の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市社協に寄付・遺贈に関する総合相談窓口を設置し、相談に訪れた人に対し幅広い分野の寄付先を提案します。 ・市社協が、寄付に関する先進的な取組を行っている NPO・NGO 等による「寄付文化の醸成プロジェクト」に参画し、地域住民向けに社会課題についての理解を進めるセミナーなどの開催を通じて、寄付文化の醸成を進めます。 <p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会の設置、開催を通じて、社会福祉法人が地域と共に地域の福祉ニーズを検討する機会の促進を図るとともに、複雑化・多様化する地域の課題に対応するために、社会福祉法人・企業等多様な主体が住民組織と連携・協働し、それぞれの強みを最大限に発揮して取り組めるよう支援します。 		

③ 権利擁護の推進

ア 公益的使命③	高齢者や障害者の地域生活を支援するため、権利擁護を推進します。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者の増加や障害者の地域移行が進む中で、安心、安全に住み慣れた地域で暮らすためには、身近な地域での権利擁護の取組が必要です。 ・国の計画を受けて、平成30年度には市地福計画と一体で、横浜市成年後見利用促進基本計画（以下、市成年後見計画）が策定されました。本会が実施している権利擁護事業から成年後見制度まで、その方の状態に合った適切な支援が切れ目なく提供されることが強く求められています。 ・また、計画が推進されるよう、これまでの実績を踏まえ、横浜市の権利擁護推進機関「横浜生活あんしんセンター」としての役割発揮が求められています。 		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>①権利擁護事業契約者 1,310人 (単年度目標: 1,150, 1,200, 1,250, 1,280)</p> <p>②市民後見受任実績 102件</p> <hr/> <p>(参考) 30年度実績</p> <p>①権利擁護事業契約者 1,139人 新規契約者数: 352人 終了者数: 241人 前年度比 111人増</p> <p>②市民後見受任実績 52件</p>	<p>主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</p>	<p>①金銭管理や定期訪問など権利擁護事業による支援はもとより、本事業の契約を契機に、利用者がその他のサービスや区社協の持つ様々なネットワークの中で支えられていくことにつながり、生活全般における支援につながることが期待できます。</p> <p>②市民後見人は、地域に住む身近な存在として、法的に認められた権限をもって見守り、支える役割を担っています。その市民後見人を養成し、活動支援を進めながら、受任実績を増やすことは高齢者や障害者が住み慣れた地域での生活を継続する一助となります。</p>
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護事業について、各区の権利擁護推進機関である「区社協あんしんセンター」における実施方法等の見直しを検討し、市民の方の利用がより推進されるよう取り組みます。 ・市民後見人について、市民後見人バンク登録者の受任が進むよう、相談支援機関への普及啓発を一層進めるとともに、受任案件の見直しや専門職後見人から市民後見人への移行の促進、受任調整や活動支援方法の見直しを行います。 ・横浜市の権利擁護推進機関として20年に及ぶ実績を生かし、市成年後見計画を推進する中核機関の設置に向けて、2019年度には設置検討・準備事業を受託します。また、2020年度以降に予定されている設置後においても、中心的機能を果たしていきます。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の必要な方が「区社協あんしんセンター」で実施している権利擁護事業から「横浜生活あんしんセンター」が実施している成年後見制度まで切れ目なく制度を利用できるよう、市民に向けた普及啓発や相談支援機関の人材育成などに取り組みます。 ・市成年後見計画と一体で策定された市地福計画の趣旨に鑑み、身近な地域で支え合う市民後見人の養成・活動支援に引き続き取り組みます。 ・市成年後見計画を踏まえ、住み慣れた地域で高齢者や障害者が安心、安全に暮らし続けるために、権利擁護の推進機能を持つ中核機関を設置し、相談体制や地域連携ネットワークを整備していきます。 	

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	<p>本会事業活動に関する負債は、「年金共済事業（会計上の名称は『退職共済』）」における『退職共済預り金』を除くと約110億円強となっています。そのうち7割を占める「長期運営資金借入金」は、横浜市補助事業「社会福祉事業振興資金貸付事業」実施のための借入金であり、本会財務状況の健全化に向けて削減必須項目となっています。</p>		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<p>長期運営資金借入金の縮減 長期運営資金借入金 5,470,000,000円 (単年度目標: 7,670,000,000, 7,120,000,000, 6,570,000,000, 6,020,000,000)</p> <hr/> <p>(参考) 30年度実績: 長期運営資金借入金 8,220,000,000円</p>	<p>主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係</p>	<p>「退職共済預り金」を除く負債のうち7割以上を占める「長期運営資金借入金」の縮減を図ることにより、本会財務状況の改善につながります。</p>
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・長期運営資金借入金の返済原資となっている「社会福祉事業振興資金貸付事業」に係る貸付金について、貸付先である社会福祉法人に対し、確実に返済できるよう、返済事務の案内、返済日の確認作業をきめ細やかに実施するなど、確実な回収に取り組みます。 ・各事業において、事業効率を踏まえた実施手法となるよう取り組むとともに、適正な経理処理、定期的な執行状況の把握を行います。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付先である社会福祉法人の返済が滞ることのないよう、関係部署による償還金助成を引き続き行うとともに、社会福祉協議会や法人の状況の変化を注視し、早期の相談・調整を行います。 	

(3) 人事・組織に関する取組

<p>ア 人事・組織に関する課題</p>	<p>社会環境やニーズが刻一刻と変化するなかで、社会福祉協議会の公益的使命を果たすためには、変化に合わせた柔軟な組織体制や従事する職員の育成・定着が必要です。</p>		
<p>イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標</p>	<p>①現行業務の再編・整理等に係る検討、結果を踏まえた見直し</p> <p>②職員人材育成計画の改訂及び改訂した計画による体系的な育成体制の構築</p> <hr/> <p>(参考) 30年度実績</p> <p>①特定資金貸付事業の償還完了、振興資金貸付事業の新規貸付終了、区社協あんしんセンターのサービス提供や事務手続きの効率化</p> <p>②職員人材育成計画の改訂</p>	<p>主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係</p>	<p>①現行業務の再編・整理等により、公益的使命に合致する業務に注力することで、効果的・効率的な組織運営を行うことができます。</p> <p>②職員人材育成計画の改訂とそれに基づく育成体制の構築により、必要な基本姿勢・知識・スキルを身に付けることで、職員の育成につながります。</p>
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会環境やニーズ等の変化により、事業形態の再検討等が必要な事業を抽出し、横浜市所管課とともに、当該業務のあり方についての協議・見直しを行います。 ・社会環境やニーズ等の変化に対応できるよう、必要な基本姿勢・知識・スキルを整理しながら、職員人材育成計画の改訂及び改訂した計画による体系的な育成体制の構築を、組織全体で実施します。 ・ワーク・ライフ・バランスの推進等により、働きやすい職場づくりを進めます。 ・職員の確保に向け、学校などへのアプローチや、職場体験の受入れ等を行います。 	
	<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の公益的使命と外郭団体としての社会福祉協議会の役割を鑑み、現行業務の必要性について常時団体とともに議論を進めます。 ・職員の育成、定着について、行政の取組事例を共有するなど支援を進めます。 	